

教 育 公 報

三 重 県 教 育 委 員 会

目 次

規 則	○ 三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する教育委員会 の権限に属する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	福利・給与課	1頁
お知らせ	○ 地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う関係規則の整理 に関する規則	福利・給与課	2頁
	○ 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福利・給与課	5頁
	○ 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	6頁
	○ 公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	7頁
	○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する 規則	福利・給与課	10頁
	○ 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	12頁
	○ 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する 規則	福利・給与課	17頁
	○ 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改 正する規則	福利・給与課	18頁
	○ 公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	36頁
	○ 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正す る規則	福利・給与課	38頁
	○ 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	44頁
	○ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	教 職 員 課	45頁
	○ 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	46頁
	○ 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する 規則	福利・給与課	48頁

規 則

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会規則第一号

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則（平成十五年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
一 特例条例別表第一の十五の項イに規定する公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）第十五条の規定による扶養手当の支給に関する事務で別に教育委員会規則で定めるもの	公立学校職員の扶養手当に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第三号。以下この項において「規則」という。）に基づく次に掲げる事務 イ 八 （略）	一 特例条例別表第一の十五の項イに規定する公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）第十五条の規定による扶養手当の支給に関する事務で別に教育委員会規則で定めるもの	公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第三号。以下この項において「規則」という。）に基づく次に掲げる事務 イ 八 （略）
二 特例条例別表第一の十五の項ロに規定する公立学校職員の給与に関する条例第十五条の三の規定による住居手当の支給に関する事務で別に教育委員会規則で定めるもの	公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年 三重県人事委員会規則 第十四号。以下この項において「規則」という。）に基づく次に掲げる事務 イ 規則第六条の規定による確認、決定及び改定 ロ 規則第九条の規定による確認	二 特例条例別表第一の十五の項ロに規定する公立学校職員の給与に関する条例第十五条の三の規定による住居手当の支給に関する事務で別に教育委員会規則で定めるもの	公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年 三重県人事委員会規則 第十四号。以下この項において「規則」という。）に基づく次に掲げる事務 イ 規則第七条の規定による確認、決定及び改定 ロ 規則第十条の規定による確認
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表一の項の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

お 知 ら せ

令和7年3月25日付け三重県公報号外に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第二十五号）等の規定に基づき、地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第一号

地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則
（公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正）

第一条 公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則（令和四年 三重県人事委員会規則 第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (定義) 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) 三 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。 四・七 (略) 3 15 (略)	附 則 1 (略) (定義) 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) 三 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。 四・七 (略) 3 15 (略)

（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則）

第二条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和四年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (暫定再任用職員に対する経過措置) 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）は、この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第七条の二の二第六項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、同規則第九条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第九条の三第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する。 3 (略)	附 則 1 (略) (暫定再任用職員に対する経過措置) 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）は、この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第七条の二の二第六項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、同規則第九条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第九条の三第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する。 3 (略)

（公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第三条 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和四年^{三重県人事委員会}
^{三重県教育委員会}規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 (略) (定義) 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) 三 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。 四く七 (略) 3く7 (略)	附 則 1 (略) (定義) 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) 三 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。 四く七 (略) 3く7 (略)

（令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則の一部改正）

第四条 令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則（令和五年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（令和四年改正給与条例附則第四項の規則で定める職員） 第二条 令和四年改正給与条例附則第四項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一く四 (略) 五 切替日以降に暫定再任用職員異動（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項（この規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項若しくは第二項、附則第六条第一項（この規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次条第一項第五号において「暫定再任用職員」という。）について行う勤務時間条例第三条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。）をした職員 六 (略)	（令和四年改正給与条例附則第四項の規則で定める職員） 第二条 令和四年改正給与条例附則第四項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一く四 (略) 五 切替日以降に暫定再任用職員異動（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項（この規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項若しくは第二項、附則第六条第一項（この規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次条第一項第五号において「暫定再任用職員」という。）について行う勤務時間条例第三条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。）をした職員 六 (略)

（県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正）

第五条 県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則（令和六年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第二号）の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1・2 (略) (定義) 3 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 (略) 二 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。 三〽五 (略) 4〽7 (略)	附 則 1・2 (略) (定義) 3 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 (略) 二 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。 三〽五 (略) 4〽7 (略)

附 則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(条例第十条第四項の規則で定める事業) 第十一条の四 条例第十条第四項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 (略) 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第3号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当する退職手当の支給を受けたもの 三 (略)	(条例第十条第四項の規則で定める事業) 第十一条の四 条例第十条第四項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 (略) 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第3号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当する退職手当の支給を受けたもの 三 (略)

第十一号様式の九を次のように改める。

第11号様式の9 削除

- 第十一号様式の九の二及び第十一号様式の九の三中「㊟」を削る。
- 第十四号様式から第十六号様式までの規定中「縣」を「埼玉県」に改める。
- 附 則
- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第十一号様式の九の二及び第十一号様式の九の三の改正規定 公布の日
- 二 第十一号の四及び第十一号様式の九の改正規定 令和七年四月一日
- 三 第十四号様式から第十六号様式までの改正規定 令和七年六月一日
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則 第三号
三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（兼務手当） 第五条 兼務手当は、次の各号のいずれかに該当する教育職員（養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、宿舎指導員及び三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が別に定める職員を除く。以下本条、第七条及び第十条において同じ。）に対して支給する。 一 高等学校において、居間部の授業又はその補助を本務とする教育職員が夜間部の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合及び夜間部の授業又はその補助を本務とする教育職員が居間部の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合 二 高等学校において、本校の授業又はその補助を本務とする教育職員が分校の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合、分校の授業又はその補助を本務とする教育職員が本校の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合及び一の分校の授業又はその補助を本務とする教育職員が他の分校の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合 三 夜間に授業を行う中学校（以下「夜間中学校」という。）又は高等学校の教育職員が、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条第一項の規定に基づき、本務として勤務する学校以	（兼務手当） 第五条 兼務手当は、<u>高等学校において</u>、次の各号のいずれかに該当する教育職員（養護教諭、養護助教諭及び<u>寄宿舎指導員</u>を除く。以下本条、第七条及び第十条において同じ。）に対して支給する。 一 居間部の授業又はその補助を本務とする教育職員が夜間部の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合及び夜間部の授業又はその補助を本務とする教育職員が居間部の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合 二 本校の授業又はその補助を本務とする教育職員が分校の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合、分校の授業又はその補助を本務とする教育職員が本校の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合及び一の分校の授業又はその補助を本務とする教育職員が他の分校の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合 三 教育職員が、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条第一項の規定に基づき、本務として勤務する学校以外の高等学校の授業（教科外活動の指導等を含む。）をする場合

外の夜間中学校又は高等学校の授業（教科外活動の指導等を含む。）をする場合	
四 高等学校の教育職員が、通信制の課程を置く高等学校において本務として勤務する課程以外に通信制の課程の報告書の添削指導若しくは面接指導を行い、又は教育公務員特例法第十七条第一項の規定に基づき本務として勤務する学校以外の通信制の課程を置く高等学校において通信制の課程の報告書の添削指導若しくは面接指導を行う場合（条例第二十五条の規定により定時制通信教育手当を受ける者を除く。）	
2	（略）
（実習手当）	
第七条 実習手当は、農業、水産若しくは家庭に関する学科又は窯業科を置く高等学校において、夜間に育すう、ふ卵、牛又は豚の分べん、さく乳、養蚕、催青、もみ乾燥、製茶、こうじつくり、温室用汽缶管理、果樹園管理、製炭、製氷、缶詰の原料処理及び製造、窯業又は県委員会が認める実習の指導を行う教育職員に対して支給する。	
2	（略）
（夜間中学教育業務手当）	
第二十条 夜間中学教育業務手当は、次の各号に掲げる職員が本務として夜間に授業を行う学級（以下「夜間学級」という。）に係る業務に従事した場合に支給する。	
一 夜間中学校に勤務する校長（本務として当該中学校の校長の職にある者に限る。）又は教頭（本務として夜間学級に関する校務を整理する者に限る。）	
二	（略）
2	（略）
四 教育職員が、通信制の課程を置く高等学校において本務として勤務する課程以外に通信制の課程の報告書の添削指導若しくは面接指導を行い、又は教育公務員特例法第十七条第一項の規定に基づき本務として勤務する学校以外の通信制の課程を置く高等学校において通信制の課程の報告書の添削指導若しくは面接指導を行う場合（条例第二十五条の規定により定時制通信教育手当を受ける者を除く。）	
2	（略）
（実習手当）	
第七条 実習手当は、農業、水産若しくは家庭に関する学科又は窯業科を置く高等学校において、夜間に育すう、ふ卵、牛又は豚の分べん、さく乳、養蚕、催青、もみ乾燥、製茶、こうじつくり、温室用汽缶管理、果樹園管理、製炭、製氷、缶詰の原料処理及び製造、窯業又は三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が認める実習の指導を行う教育職員に対して支給する。	
2	（略）
（夜間中学教育業務手当）	
第二十条 夜間中学教育業務手当は、次の各号に掲げる職員が本務として夜間に授業を行う学級（以下「夜間学級」という。）に係る業務に従事した場合に支給する。	
一 夜間に授業を行う中学校（以下「夜間中学校」という。）に勤務する校長（本務として当該中学校の校長の職にある者に限る。）又は教頭（本務として夜間学級に関する校務を整理する者に限る。）	
二	（略）
2	（略）

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
公立学校職員の扶養手当に関する規則 (目的) 第一条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。以下「条例」という。)第十五条第五項及び第四十九条の規定に基づき、扶養親族の届出その他扶養手当の支給に関し必要な事項及び扶養親族の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (届出) 第一条の二 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を三重県教育委員会又はその委任を受けた者(以下「認定権者」という。)に届け出なければならない。 一 新たに扶養親族である要件を具備するに至つた者がある場合 二 扶養親族である要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族である子又は条例第十五条第二項第一号若しくは第四号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族である要件を欠くに至つた場合を除く。) 2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族である要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日(三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して定める日)の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号	公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則 (目的) 第一条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。以下「条例」という。)第十五条第八項及び第四十九条の規定に基づき、扶養親族の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

に掲げる事実が生じた場合 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族である要件を欠くに至った場合 三 職員の扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るもののうち条例第十五条第四項に規定する期間にある子でなかつた者が当該期間にある子となつた場合 (認定の手続) 第二条 前条第一項による届出は、扶養親族届(第一号様式)により行うものとする。 (認定の基準) 第三条 認定権者が、職員から前条の届出を受けたときは、扶養親族届に記載の扶養親族が条例第十五条第二項に規定する要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を扶養親族として認定することはできない。 一 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者 二・三 (略)	(認定の手続) 第二条 条例第十五条第五項による届出は、扶養親族届(第一号様式)により行うものとする。 (認定の基準) 第三条 三重県教育委員会(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)(以下「認定権者」という。))が、職員から前条の届出を受けたときは、扶養親族届に記載の扶養親族が条例第十五条第二項に規定する要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨を確かめて認定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を扶養親族として認定することはできない。 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者 二・三 (略)
---	--

第一号様式中「公立学校職員の給与に関する条例(昭和30年三重県条例第10号)第15条」を「公立学校職員の扶養手当に関する規則第1条の2第1項」に、「勤労所得ばかりでなく、資産所得、事業所得等もあれば所得の種類ごとに、その金額」を「給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとに金額(見込額)」に、「(例えば、婚姻、出生、60歳以上、収入の減少等)」を「(例えば、出生、60歳以上、収入の減少等)」に、「(例えば、離婚、死亡、収入の増加等)」を「(例えば、死亡、収入の増加等)」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則(次項において「旧規則」という。)に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の公立学校職員の扶養手当に関する規則に基づいて提出された書類とみなす。
- この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(公立学校職員の総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則の一部改正)

- 公立学校職員の総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則(平成二十二年^{三三}

重県人事委員会規則

重県教育委員会規則

(第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 (略) 二 給与関係手続 公立学校職員の特殊勤務手当に	(定義) 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 (略) 二 給与関係手続 公立学校職員の特殊勤務手当に

関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第二号）、公立学校職員の扶養手当に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第三号）、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第四号）、公立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十五年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号）、公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第十四号）及び公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号）の規定に基づき、様式等により行うこととされている届出その他の手続をいう。

（扶養親族認定簿、扶養親族届及び証拠書類の送付の特例）

第五条 扶養親族のある職員が認定権者を異にして異動した場合又は勤務学校を異にして異動した場合において、当該職員の扶養親族手当認定簿及び扶養親族届に記載すべきこととされている事項が総務事務システムにより管理されている場合であつて、異動後も引き続き総務事務システムにより管理されるときは、異動前の認定権者は、公立学校職員の扶養手当に関する規則第七条の規定にかかわらず、当該職員の扶養親族認定簿、扶養親族届及び証拠書類を異動後の認定権者に送付することを要しない。

関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第二号）、公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第三号）、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第四号）、公立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十五年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号）、公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第十四号）及び公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号）の規定に基づき、様式等により行うこととされている届出その他の手続をいう。

（扶養親族認定簿、扶養親族届及び証拠書類の送付の特例）

第五条 扶養親族のある職員が認定権者を異にして異動した場合又は勤務学校を異にして異動した場合において、当該職員の扶養親族手当認定簿及び扶養親族届に記載すべきこととされている事項が総務事務システムにより管理されている場合であつて、異動後も引き続き総務事務システムにより管理されるときは、異動前の認定権者は、公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則第七条の規定にかかわらず、当該職員の扶養親族認定簿、扶養親族届及び証拠書類を異動後の認定権者に送付することを要しない。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第五号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（管理職員特別勤務手当の支給） 第十三条の四 条例第二十二条の三第三項の規定により規則で定める勤務は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。	（管理職員特別勤務手当の支給） 第十三条の四 条例第二十二条の三第三項第一号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員（条例第二十二条の三第一項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。） 別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額

2 条例第二十二條の三第三項第一号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員（条例第二十二條の三第一項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。）別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 別表第九の二上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額

3 (略)

4 次に掲げる場合には、条例第二十二條の三第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。
この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第二十二條の三第二項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合

二 条例第二十二條の三第二項の勤務をした後、引き続き同条第一項の勤務をした場合

5・6 (略)

附 則

（条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の支給額）

11 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第十三條の四第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第二（第十一条の二関係）

へき地学校級別指定表

学校名	級別区分
(略)	一級
(略)	
度会郡南伊勢町立南島東小学校	
(略)	
(略)	
(略)	

備考 (略)

別表第四（第十一条の二関係）

特別の地域に所在する学校指定表

学校名
(略)
北牟婁郡紀北町立西小学校
(略)

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 別表第九の二上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額

2 条例第二十二條の三第三項第一号の規定により規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

3 (略)

4 条例第二十二條の三第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

5・6 (略)

附 則

（条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の支給額）

11 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対する第十三條の四第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第二（第十一条の二関係）

へき地学校級別指定表

学校名	級別区分
(略)	一級
(略)	
度会郡南伊勢町立南島東小学校	
度会郡大紀町立錦小学校	
(略)	
(略)	

備考 (略)

別表第四（第十一条の二関係）

特別の地域に所在する学校指定表

学校名
(略)
北牟婁郡紀北町立西小学校
北牟婁郡紀北町立矢口小学校
(略)

備考(略)

別表第九(第十三条の四関係)

管理職員特別勤務手当額表

職	手当額(第十三条の四第二項第一号)	手当額(第十三条の四第三項第一号)
(略)	(略)	(略)

備考(略)

別表第九の二(第十三条の四関係)

管理職員特別勤務手当額表

職	手当額(第十三条の四第二項第二号)	手当額(第十三条の四第三項第二号)
(略)	(略)	(略)

備考(略)

備考(略)

別表第九(第十三条の四関係)

管理職員特別勤務手当額表

職	手当額(第十三条の四第二項第一号)	手当額(第十三条の四第三項第一号)
(略)	(略)	(略)

備考(略)

別表第九の二(第十三条の四関係)

管理職員特別勤務手当額表

職	手当額(第十三条の四第二項第二号)	手当額(第十三条の四第三項第二号)
(略)	(略)	(略)

備考(略)

- 附 則
- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則 (令和四年 三重県人事委員会規則 第五号) の一部を次のように改正する。
- 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 ～ 4 (略) 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の支給規則第十三条の四第二項及び第三項の規定を適用する。 6 ～ 15 (略)	附 則 1 ～ 4 (略) 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の支給規則第十三条の四第一項及び第三項の規定を適用する。 6 ～ 15 (略)

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例 (昭和三十年三重県条例第十号) の規定に基づき、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則 第六号
三重県教育委員会規則

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の通勤手当に関する規則 (昭和三十五年 三重県人事委員会規則 第一号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第八条 給与条例第十六条第二項第一号に規定する運賃等相当額 (次項及び第八条の三第二号において「運賃等相当額」という。) は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額 (その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的	第八条 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額 (その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的

であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額

- 一 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、一箇月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額

2 (略)

（定年前再任用短時間勤務職員等にかかる通勤手当の減額）

第八条の二 条例第十六条第二項第二号（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第十九条若しくは第二十五条又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年三重県条例第二十七号）第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規則で定める職員は、一箇月当たりの平均通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。

（併用者の区分及び支給額）

第八条の三 条例第十六条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額（同項第三号に規定する駐車施設利用職員にあつては、同号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）

- 二 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合にあつては、

であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額（特急等にあつては、通用期間が支給単位期間である特急等に係る定期券の価額の二分の一に相当する額）

- 一 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分。以下この号において同じ。）の運賃等の額（特急等にあつては、特急等に係る回数乗車券等の通勤二十一回分の運賃等の額の二分の一に相当する額）

2 (略)

（定年前再任用短時間勤務職員等にかかる通勤手当の減額）

第八条の二 条例第十六条第二項第二号（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第十九条若しくは第二十五条又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年三重県条例第二十七号）第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。

（併用者の区分及び支給額）

第八条の三 条例第十六条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額（同項第三号に規定する駐車施設利用職員にあつては、同号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）（一箇月当たりの運賃等相当額及び同項第二号に定める額の合計額（同項第三号に規定する駐車施設利用職員にあつては、同号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）が六万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- 二 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場

その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が同条第二項第二号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同項第一号に定める額

三 (略)

(特急等の利用の基準)

第十二条 条例第十六条第三項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 特別急行列車等(条例第十六条第三項に規定する特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等のうち、高速自動車国道等の有料の道路(次号において「高速道路等」という。)を除いたものをいう。以下この号において同じ。) 特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの(特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)又は交通事情等に照らして通勤が困難であると県委員会が人事委員会と協議して認めるもの

二 高速道路等 高速道路等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が五十キロメートル以上であり、高速道路等を利用する場合におけるその利用距離が十キロメートル以上かつその利用により通勤距離が二十キロメートルを超えて長くならないもの(高速道路等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)又は交通事情等に照らして通勤が困難であると県委員会が人事委員会と協議して認めるもの

2 特急等(前項第一号の特別急行列車等及び同項第二号の高速道路等をいう。以下同じ。)の利用に係る特急料金等(条例第十六条第三項に規定する特急料金等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特急等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

3 第七条の規定は、特急等の利用に係る特急料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

4 第八条の規定は、条例第十六条第三項に規定する特急料金等の額に相当する額(第十六条の二第四項において「特急料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「運賃等」とあるのは「特急料金等」と読

合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が同条第二項第二号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同項第一号に定める額

三 (略)

(特急等の利用の基準)

第十二条 条例第十六条第三項の規則で定める基準は、特急等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると県委員会が人事委員会と協議して認めるものであつて、特急等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると県委員会が人事委員会と協議して定めるものであることとする。

2 特急等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特急等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

3 第七条の規定は、特急等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

み替えるものとする。

(支給日等)

第十六条の二 通勤手当は、支給単位期間（第四項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条及び第十八条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第四号）第二条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 (略)

4 条例第十六条第四項の規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十六条第二項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十六条第二項第三号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額及び特急料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急等が二以上ある場合にあっては、その合計額）の合計額（第十七条の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十六条第四項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(支給日等)

第十六条の二 通勤手当は、支給単位期間（第四項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第十八条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第四号）第二条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 (略)

4 条例第十六条第四項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 職員が二以上の交通機関等を利用するものとして条例第十六条第二項第一号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、一箇月当たりの運賃等相当額等が六万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二 職員が条例第十六条第二項第一号及び第二号に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が六万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第十七条の二 (略)

2 条例第十六条第五項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等)、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特急料金等の払戻しを、県委員会が人事委員会と協議して定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

二 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合 十五万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額の合計額及び県委員会が人事委員会と協議して定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

3 条例第十六条第五項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、県委員会が人事委員会と協議して定めるところ

(返納の事由及び額等)

第十七条の二 (略)

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第十六条第五項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの運賃等相当額等(第八条の三第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十六条第二項第二号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が六万五千円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が六万五千円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等)、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、県委員会が人事委員会と協議して定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(当該事由に係る交通機関等が特急等の場合にあつては、当該額の二分の一に相当する額。次号において「払戻金相当額」という。)

二 一箇月当たりの運賃等相当額等が六万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 六万五千円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

ロ 第十六条の二第四項第一号又は第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 六万五千円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び県委員会が人事委員会と協議して定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

3 条例第十六条第五項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

るにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第十七条の三 条例第十六条第六項に規定する規則で定める期間は、県委員会が人事委員会と協議して定める場合を除き、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特急等の利用に係る特急料金等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、特急等以外の交通機関等に係る定期券及び特急等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該交通機関等にあつては、当該特急等の利用に係る特急料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

二 (略)

2 (略)

(支給単位期間)

第十七条の三 条例第十六条第六項に規定する規則で定める期間は、県委員会が人事委員会と協議して定める場合を除き、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特急等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、特急等以外の交通機関等に係る定期券及び特急等に係る定期券が一体として発行されているときにあつては、当該特急等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

二 (略)

2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から引き続き公立学校職員に支給されている通勤手当（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（この規則による改正前の公立学校職員の通勤手当に関する規則（次項において「改正前の公立学校職員の通勤手当に関する規則」という。）第十六条の二第一項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている公立学校職員には、当該通勤手当が支給されている間、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第二十五号。以下この項において「令和七年改正給与条例」という。）第二条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）及びこの規則による改正後の公立学校職員の通勤手当に関する規則の規定に基づき算出した一箇月当たりの通勤手当の額から、令和七年改正給与条例第二条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例及び改正前の公立学校職員の通勤手当に関する規則の規定に基づき算出した一箇月当たりの通勤手当の額を減じて得た額を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する（当該額が零である場合にあつては、支給しない。）。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
第七号
三重県教育委員会規則

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和二十九年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の成績率) 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。 一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の二百十五以内 二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百二・五以内	(勤勉手当の成績率) 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。 一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の二百五以内 二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の九十七・五以内

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の成績率) 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。 一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の二百十五以内 二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十以内	(勤勉手当の成績率) 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。 一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の二百十五以内 二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百二・五以内

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第八号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第二十一号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第7（第22条関係）昇格時号給対応表					別表第7（第22条関係）昇格時号給対応表				
イ 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表					イ 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表				
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	特2級	3級	4級		2級	特2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
26		<u>1</u>			26		<u>2</u>		
27		<u>1</u>			27		<u>3</u>		

28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78

<u>1</u>		
<u>1</u>		
<u>1</u>		
<u>1</u>		
<u>1</u>		
<u>1</u>		
<u>1</u>		
<u>1</u>		
<u>1</u>		
<u>1</u>		
<u>2</u>		
<u>3</u>		
<u>4</u>		
<u>5</u>		
<u>6</u>		
<u>7</u>		
<u>8</u>		
<u>9</u>		
<u>10</u>		
<u>11</u>		
<u>12</u>		
<u>13</u>		
<u>14</u>		<u>9</u>
<u>15</u>		<u>10</u>
<u>16</u>		<u>10</u>
<u>17</u>		<u>11</u>
<u>18</u>	<u>1</u>	<u>11</u>
<u>19</u>	<u>1</u>	<u>12</u>
<u>20</u>	<u>1</u>	<u>12</u>
<u>21</u>	<u>1</u>	<u>13</u>
<u>22</u>	<u>1</u>	<u>13</u>
<u>23</u>	<u>1</u>	<u>14</u>
<u>24</u>	<u>1</u>	<u>14</u>
<u>25</u>	<u>1</u>	<u>15</u>
<u>26</u>	<u>1</u>	<u>15</u>
<u>27</u>	<u>1</u>	<u>16</u>
<u>28</u>	<u>1</u>	<u>16</u>
<u>29</u>	<u>1</u>	<u>17</u>
<u>30</u>	<u>1</u>	<u>17</u>
<u>31</u>	<u>1</u>	<u>18</u>
<u>32</u>	<u>1</u>	<u>18</u>
<u>33</u>	<u>1</u>	<u>19</u>
<u>34</u>	<u>2</u>	
<u>35</u>	<u>3</u>	
<u>36</u>	<u>4</u>	
<u>37</u>	<u>5</u>	
<u>38</u>	<u>6</u>	
<u>39</u>	<u>7</u>	
<u>40</u>	<u>8</u>	
<u>41</u>	<u>9</u>	
<u>42</u>	<u>10</u>	

28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78

<u>4</u>		
<u>5</u>		
<u>6</u>		
<u>7</u>		
<u>8</u>		
<u>9</u>		
<u>10</u>		
<u>11</u>		
<u>12</u>		
<u>13</u>		
<u>14</u>		
<u>15</u>		
<u>16</u>		
<u>17</u>		
<u>18</u>		
<u>19</u>		
<u>20</u>		
<u>21</u>		
<u>22</u>		
<u>23</u>		
<u>24</u>		
<u>25</u>		
<u>26</u>		<u>10</u>
<u>27</u>		<u>11</u>
<u>28</u>		<u>12</u>
<u>29</u>		<u>13</u>
<u>30</u>	<u>2</u>	<u>14</u>
<u>31</u>	<u>3</u>	<u>15</u>
<u>32</u>	<u>4</u>	<u>16</u>
<u>33</u>	<u>5</u>	<u>17</u>
<u>34</u>	<u>6</u>	<u>18</u>
<u>35</u>	<u>7</u>	<u>19</u>
<u>36</u>	<u>8</u>	<u>20</u>
<u>37</u>	<u>9</u>	<u>21</u>
<u>38</u>	<u>10</u>	<u>22</u>
<u>39</u>	<u>11</u>	<u>23</u>
<u>40</u>	<u>12</u>	<u>24</u>
<u>41</u>	<u>13</u>	<u>25</u>
<u>42</u>	<u>14</u>	<u>25</u>
<u>43</u>	<u>15</u>	<u>26</u>
<u>44</u>	<u>16</u>	<u>26</u>
<u>45</u>	<u>17</u>	<u>27</u>
<u>46</u>	<u>18</u>	<u>27</u>
<u>47</u>	<u>19</u>	<u>28</u>
<u>48</u>	<u>20</u>	<u>28</u>
<u>49</u>	<u>21</u>	<u>29</u>
<u>50</u>	<u>22</u>	<u>29</u>
<u>51</u>	<u>23</u>	<u>30</u>
<u>52</u>	<u>24</u>	<u>30</u>
<u>53</u>	<u>25</u>	<u>31</u>
<u>54</u>	<u>26</u>	<u>31</u>

79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129

<u>43</u>	<u>11</u>
<u>44</u>	<u>12</u>
<u>45</u>	<u>13</u>
<u>46</u>	<u>14</u>
<u>47</u>	<u>15</u>
<u>48</u>	<u>16</u>
<u>49</u>	<u>17</u>
<u>50</u>	<u>18</u>
<u>51</u>	<u>19</u>
<u>52</u>	<u>20</u>
<u>53</u>	<u>21</u>
<u>54</u>	<u>22</u>
<u>55</u>	<u>23</u>
<u>56</u>	<u>24</u>
<u>57</u>	<u>25</u>
<u>58</u>	<u>26</u>
<u>59</u>	<u>27</u>
<u>60</u>	<u>28</u>
<u>61</u>	<u>29</u>
<u>62</u>	<u>29</u>
<u>63</u>	<u>30</u>
<u>64</u>	<u>30</u>
<u>65</u>	<u>31</u>
<u>66</u>	<u>31</u>
<u>67</u>	<u>32</u>
<u>68</u>	<u>32</u>
<u>69</u>	<u>33</u>
<u>69</u>	<u>34</u>
<u>70</u>	<u>35</u>
<u>70</u>	<u>36</u>
<u>71</u>	<u>37</u>
<u>71</u>	<u>37</u>
<u>72</u>	<u>38</u>
<u>72</u>	<u>38</u>
<u>73</u>	<u>39</u>
<u>73</u>	<u>39</u>
<u>74</u>	<u>40</u>
<u>74</u>	<u>40</u>
<u>75</u>	<u>41</u>
<u>75</u>	<u>41</u>
<u>76</u>	<u>41</u>
<u>76</u>	<u>41</u>
<u>77</u>	<u>41</u>
<u>77</u>	<u>41</u>
<u>77</u>	<u>41</u>
<u>77</u>	<u>41</u>
<u>77</u>	<u>41</u>
<u>78</u>	<u>42</u>
<u>78</u>	<u>42</u>
<u>78</u>	<u>42</u>
<u>78</u>	<u>42</u>

79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129

<u>55</u>	<u>27</u>	<u>32</u>
<u>56</u>	<u>28</u>	<u>32</u>
<u>57</u>	<u>29</u>	<u>33</u>
<u>58</u>	<u>30</u>	<u>33</u>
<u>59</u>	<u>31</u>	<u>34</u>
<u>60</u>	<u>32</u>	<u>34</u>
<u>61</u>	<u>33</u>	<u>35</u>
<u>62</u>	<u>34</u>	
<u>63</u>	<u>35</u>	
<u>64</u>	<u>36</u>	
<u>65</u>	<u>37</u>	
<u>66</u>	<u>38</u>	
<u>67</u>	<u>39</u>	
<u>68</u>	<u>40</u>	
<u>69</u>	<u>41</u>	
<u>70</u>	<u>42</u>	
<u>71</u>	<u>43</u>	
<u>72</u>	<u>44</u>	
<u>73</u>	<u>45</u>	
<u>74</u>	<u>45</u>	
<u>75</u>	<u>46</u>	
<u>76</u>	<u>46</u>	
<u>77</u>	<u>47</u>	
<u>78</u>	<u>47</u>	
<u>79</u>	<u>48</u>	
<u>80</u>	<u>48</u>	
<u>81</u>	<u>49</u>	
<u>81</u>	<u>50</u>	
<u>82</u>	<u>51</u>	
<u>82</u>	<u>52</u>	
<u>83</u>	<u>53</u>	
<u>83</u>	<u>53</u>	
<u>84</u>	<u>54</u>	
<u>84</u>	<u>54</u>	
<u>85</u>	<u>55</u>	
<u>85</u>	<u>55</u>	
<u>86</u>	<u>56</u>	
<u>86</u>	<u>56</u>	
<u>87</u>	<u>57</u>	
<u>87</u>	<u>57</u>	
<u>88</u>	<u>57</u>	
<u>88</u>	<u>57</u>	
<u>89</u>	<u>57</u>	
<u>89</u>	<u>57</u>	
<u>89</u>	<u>57</u>	
<u>89</u>	<u>57</u>	
<u>90</u>	<u>58</u>	
<u>90</u>	<u>58</u>	
<u>90</u>	<u>58</u>	
<u>90</u>	<u>58</u>	

130		<u>78</u>	<u>42</u>	
131		<u>79</u>	<u>42</u>	
132		<u>79</u>	<u>42</u>	
133		<u>79</u>	<u>42</u>	
134		<u>79</u>	<u>42</u>	
135		<u>79</u>	<u>43</u>	
136		<u>80</u>	<u>43</u>	
137		<u>80</u>	<u>43</u>	
138		<u>80</u>	<u>43</u>	
139		<u>80</u>	<u>43</u>	
140		<u>80</u>	<u>43</u>	
141		<u>81</u>	<u>43</u>	
142		<u>81</u>	<u>43</u>	
143		<u>82</u>	<u>44</u>	
144		<u>82</u>	<u>44</u>	
145		<u>83</u>	<u>44</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
38		<u>1</u>		
39		<u>1</u>		
40		<u>1</u>		
41		<u>1</u>		
42		<u>1</u>		
43		<u>1</u>		
44		<u>1</u>		
45		<u>1</u>		
46		<u>1</u>		
47		<u>1</u>		
48		<u>1</u>		
49		<u>1</u>		
50		<u>2</u>	<u>1</u>	
51		<u>3</u>	<u>1</u>	
52		<u>4</u>	<u>1</u>	
53		<u>5</u>	<u>1</u>	
54		<u>6</u>	<u>1</u>	
55		<u>7</u>	<u>1</u>	
56		<u>8</u>	<u>1</u>	
57		<u>9</u>	<u>1</u>	
58		<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
59		<u>11</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
60		<u>12</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
61		<u>13</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
62		<u>14</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
63		<u>15</u>	<u>3</u>	<u>3</u>
64		<u>16</u>	<u>4</u>	<u>4</u>
65		<u>17</u>	<u>5</u>	<u>4</u>

130		<u>90</u>	<u>58</u>	
131		<u>91</u>	<u>58</u>	
132		<u>91</u>	<u>58</u>	
133		<u>91</u>	<u>58</u>	
134		<u>91</u>	<u>58</u>	
135		<u>91</u>	<u>59</u>	
136		<u>92</u>	<u>59</u>	
137		<u>92</u>	<u>59</u>	
138		<u>92</u>	<u>59</u>	
139		<u>92</u>	<u>59</u>	
140		<u>92</u>	<u>59</u>	
141		<u>93</u>	<u>59</u>	
142		<u>93</u>	<u>59</u>	
143		<u>94</u>	<u>60</u>	
144		<u>94</u>	<u>60</u>	
145		<u>95</u>	<u>60</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
38		<u>2</u>		
39		<u>3</u>		
40		<u>4</u>		
41		<u>5</u>		
42		<u>6</u>		
43		<u>7</u>		
44		<u>8</u>		
45		<u>9</u>		
46		<u>10</u>		
47		<u>11</u>		
48		<u>12</u>		
49		<u>13</u>		
50		<u>14</u>	<u>2</u>	
51		<u>15</u>	<u>3</u>	
52		<u>16</u>	<u>4</u>	
53		<u>17</u>	<u>5</u>	
54		<u>18</u>	<u>6</u>	
55		<u>19</u>	<u>7</u>	
56		<u>20</u>	<u>8</u>	
57		<u>21</u>	<u>9</u>	
58		<u>22</u>	<u>10</u>	<u>2</u>
59		<u>23</u>	<u>11</u>	<u>3</u>
60		<u>24</u>	<u>12</u>	<u>4</u>
61		<u>25</u>	<u>13</u>	<u>5</u>
62		<u>26</u>	<u>14</u>	<u>6</u>
63		<u>27</u>	<u>15</u>	<u>7</u>
64		<u>28</u>	<u>16</u>	<u>8</u>
65		<u>29</u>	<u>17</u>	<u>9</u>

66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116

<u>18</u>	<u>6</u>	<u>4</u>
<u>19</u>	<u>7</u>	<u>4</u>
<u>20</u>	<u>8</u>	<u>4</u>
<u>21</u>	<u>9</u>	<u>5</u>
<u>22</u>	<u>10</u>	<u>5</u>
<u>23</u>	<u>11</u>	<u>5</u>
<u>24</u>	<u>12</u>	<u>5</u>
<u>25</u>	<u>13</u>	<u>5</u>
<u>26</u>	<u>14</u>	<u>6</u>
<u>27</u>	<u>15</u>	<u>6</u>
<u>28</u>	<u>16</u>	<u>6</u>
<u>29</u>	<u>17</u>	<u>6</u>
<u>30</u>	<u>18</u>	<u>6</u>
<u>31</u>	<u>19</u>	<u>7</u>
<u>32</u>	<u>20</u>	<u>7</u>
<u>33</u>	<u>21</u>	<u>7</u>
<u>34</u>	<u>22</u>	<u>7</u>
<u>35</u>	<u>23</u>	<u>7</u>
<u>36</u>	<u>24</u>	<u>7</u>
<u>37</u>	<u>25</u>	<u>8</u>
<u>38</u>	<u>26</u>	<u>8</u>
<u>39</u>	<u>27</u>	<u>8</u>
<u>40</u>	<u>28</u>	<u>8</u>
<u>41</u>	<u>29</u>	<u>9</u>
<u>42</u>	<u>30</u>	
<u>43</u>	<u>31</u>	
<u>44</u>	<u>32</u>	
<u>45</u>	<u>33</u>	
<u>46</u>	<u>34</u>	
<u>47</u>	<u>35</u>	
<u>48</u>	<u>36</u>	
<u>49</u>	<u>37</u>	
<u>50</u>	<u>38</u>	
<u>51</u>	<u>39</u>	
<u>52</u>	<u>40</u>	
<u>53</u>	<u>41</u>	
<u>54</u>	<u>42</u>	
<u>55</u>	<u>43</u>	
<u>56</u>	<u>44</u>	
<u>57</u>	<u>45</u>	
<u>58</u>	<u>45</u>	
<u>59</u>	<u>46</u>	
<u>60</u>	<u>46</u>	
<u>61</u>	<u>47</u>	
<u>62</u>	<u>47</u>	
<u>63</u>	<u>48</u>	
<u>64</u>	<u>48</u>	
<u>65</u>	<u>49</u>	
<u>65</u>	<u>50</u>	
<u>66</u>	<u>51</u>	
<u>66</u>	<u>52</u>	

66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116

30	<u>18</u>	<u>10</u>
31	<u>19</u>	<u>11</u>
32	<u>20</u>	<u>12</u>
33	<u>21</u>	<u>13</u>
34	<u>22</u>	<u>14</u>
35	<u>23</u>	<u>15</u>
36	<u>24</u>	<u>16</u>
37	<u>25</u>	<u>17</u>
38	<u>26</u>	<u>18</u>
39	<u>27</u>	<u>19</u>
40	<u>28</u>	<u>20</u>
41	<u>29</u>	<u>20</u>
42	<u>30</u>	<u>20</u>
43	<u>31</u>	<u>20</u>
44	<u>32</u>	<u>20</u>
45	<u>33</u>	<u>21</u>
46	<u>34</u>	<u>21</u>
47	<u>35</u>	<u>21</u>
48	<u>36</u>	<u>21</u>
49	<u>37</u>	<u>21</u>
50	<u>38</u>	<u>22</u>
51	<u>39</u>	<u>22</u>
52	<u>40</u>	<u>22</u>
53	<u>41</u>	<u>22</u>
54	<u>42</u>	<u>22</u>
55	<u>43</u>	<u>23</u>
56	<u>44</u>	<u>23</u>
57	<u>45</u>	<u>23</u>
58	<u>46</u>	<u>23</u>
59	<u>47</u>	<u>23</u>
60	<u>48</u>	<u>23</u>
61	<u>49</u>	<u>24</u>
62	<u>50</u>	<u>24</u>
63	<u>51</u>	<u>24</u>
64	<u>52</u>	<u>24</u>
65	<u>53</u>	<u>25</u>
66	<u>54</u>	
67	<u>55</u>	
68	<u>56</u>	
69	<u>57</u>	
70	<u>57</u>	
71	<u>58</u>	
72	<u>58</u>	
73	<u>59</u>	
74	<u>59</u>	
75	<u>60</u>	
76	<u>60</u>	
77	<u>61</u>	
77	<u>62</u>	
78	<u>63</u>	
78	<u>64</u>	

117	<u>67</u>	<u>53</u>	
118	<u>67</u>	<u>53</u>	
119	<u>68</u>	<u>54</u>	
120	<u>68</u>	<u>54</u>	
121	<u>69</u>	<u>55</u>	
122	<u>70</u>	<u>55</u>	
123	<u>71</u>	<u>56</u>	
124	<u>72</u>	<u>56</u>	
125	<u>73</u>	<u>57</u>	
126	<u>74</u>	<u>58</u>	
127	<u>75</u>	<u>59</u>	
128	<u>76</u>	<u>60</u>	
129	<u>77</u>	<u>61</u>	
130	<u>77</u>	<u>61</u>	
131	<u>78</u>	<u>62</u>	
132	<u>78</u>	<u>62</u>	
133	<u>78</u>	<u>62</u>	
134	<u>78</u>	<u>62</u>	
135	<u>79</u>	<u>62</u>	
136	<u>79</u>	<u>62</u>	
137	<u>79</u>	<u>62</u>	
138	<u>79</u>	<u>62</u>	
139	<u>80</u>	<u>62</u>	
140	<u>80</u>	<u>62</u>	
141	<u>80</u>	<u>62</u>	
142	<u>80</u>	<u>62</u>	
143	<u>81</u>	<u>62</u>	
144	<u>81</u>	<u>62</u>	
145	<u>81</u>	<u>62</u>	
146	<u>81</u>	<u>62</u>	
147	<u>82</u>	<u>62</u>	
148	<u>82</u>	<u>62</u>	
149	<u>82</u>	<u>62</u>	
150	<u>82</u>	<u>62</u>	
151	<u>83</u>	<u>62</u>	
152	<u>83</u>	<u>62</u>	
153	<u>83</u>	<u>63</u>	
154	<u>84</u>	<u>63</u>	
155	<u>84</u>	<u>63</u>	
156	<u>84</u>	<u>63</u>	
157	<u>85</u>	<u>64</u>	

備考 (略)

ハ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
18		<u>1</u>		<u>1</u>
19		<u>1</u>		<u>1</u>
20		<u>1</u>		<u>1</u>
21		<u>1</u>		<u>1</u>

117	<u>79</u>	<u>65</u>	
118	<u>79</u>	<u>65</u>	
119	<u>80</u>	<u>66</u>	
120	<u>80</u>	<u>66</u>	
121	<u>81</u>	<u>67</u>	
122	<u>82</u>	<u>67</u>	
123	<u>83</u>	<u>68</u>	
124	<u>84</u>	<u>68</u>	
125	<u>85</u>	<u>69</u>	
126	<u>86</u>	<u>70</u>	
127	<u>87</u>	<u>71</u>	
128	<u>88</u>	<u>72</u>	
129	<u>89</u>	<u>73</u>	
130	<u>89</u>	<u>73</u>	
131	<u>90</u>	<u>74</u>	
132	<u>90</u>	<u>74</u>	
133	<u>90</u>	<u>74</u>	
134	<u>90</u>	<u>74</u>	
135	<u>91</u>	<u>74</u>	
136	<u>91</u>	<u>74</u>	
137	<u>91</u>	<u>74</u>	
138	<u>91</u>	<u>74</u>	
139	<u>92</u>	<u>74</u>	
140	<u>92</u>	<u>74</u>	
141	<u>92</u>	<u>74</u>	
142	<u>92</u>	<u>74</u>	
143	<u>93</u>	<u>74</u>	
144	<u>93</u>	<u>74</u>	
145	<u>93</u>	<u>74</u>	
146	<u>93</u>	<u>74</u>	
147	<u>94</u>	<u>74</u>	
148	<u>94</u>	<u>74</u>	
149	<u>94</u>	<u>74</u>	
150	<u>94</u>	<u>74</u>	
151	<u>95</u>	<u>74</u>	
152	<u>95</u>	<u>74</u>	
153	<u>95</u>	<u>75</u>	
154	<u>96</u>	<u>75</u>	
155	<u>96</u>	<u>75</u>	
156	<u>96</u>	<u>75</u>	
157	<u>97</u>	<u>76</u>	

備考 (略)

ハ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
18		<u>2</u>		<u>2</u>
19		<u>3</u>		<u>3</u>
20		<u>4</u>		<u>4</u>
21		<u>5</u>		<u>5</u>

22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72

<u>2</u>		<u>2</u>
<u>3</u>		<u>3</u>
<u>4</u>		<u>4</u>
<u>5</u>		<u>5</u>
<u>6</u>		<u>6</u>
<u>7</u>		<u>7</u>
<u>8</u>		<u>8</u>
<u>9</u>		<u>9</u>
<u>10</u>		<u>10</u>
<u>11</u>		<u>11</u>
<u>12</u>		<u>12</u>
<u>13</u>		<u>13</u>
<u>14</u>	<u>1</u>	<u>14</u>
<u>15</u>	<u>1</u>	<u>15</u>
<u>16</u>	<u>1</u>	<u>16</u>
<u>17</u>	<u>1</u>	<u>17</u>
<u>18</u>	<u>2</u>	<u>18</u>
<u>19</u>	<u>3</u>	<u>19</u>
<u>20</u>	<u>4</u>	<u>20</u>
<u>21</u>	<u>5</u>	<u>21</u>
<u>22</u>	<u>6</u>	<u>21</u>
<u>23</u>	<u>7</u>	<u>21</u>
<u>24</u>	<u>8</u>	<u>22</u>
<u>25</u>	<u>9</u>	<u>22</u>
<u>26</u>	<u>10</u>	<u>22</u>
<u>27</u>	<u>11</u>	<u>23</u>
<u>28</u>	<u>12</u>	<u>23</u>
<u>29</u>	<u>13</u>	<u>23</u>
<u>30</u>	<u>13</u>	<u>24</u>
<u>31</u>	<u>14</u>	<u>24</u>
<u>32</u>	<u>14</u>	<u>24</u>
<u>33</u>	<u>15</u>	<u>25</u>
<u>34</u>	<u>15</u>	<u>25</u>
<u>35</u>	<u>16</u>	<u>26</u>
<u>36</u>	<u>16</u>	<u>26</u>
<u>37</u>	<u>17</u>	<u>27</u>
<u>38</u>	<u>18</u>	<u>27</u>
<u>39</u>	<u>19</u>	<u>28</u>
<u>40</u>	<u>20</u>	<u>28</u>
<u>41</u>	<u>21</u>	<u>28</u>
<u>42</u>	<u>21</u>	<u>28</u>
<u>43</u>	<u>21</u>	<u>28</u>
<u>44</u>	<u>22</u>	<u>29</u>
<u>45</u>	<u>22</u>	<u>29</u>
<u>46</u>	<u>22</u>	<u>29</u>
<u>47</u>	<u>23</u>	<u>29</u>
<u>48</u>	<u>23</u>	<u>29</u>
<u>49</u>	<u>23</u>	<u>30</u>
<u>49</u>	<u>24</u>	<u>30</u>
<u>50</u>	<u>24</u>	<u>30</u>
<u>50</u>	<u>24</u>	<u>30</u>

22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72

<u>6</u>		<u>6</u>
<u>7</u>		<u>7</u>
<u>8</u>		<u>8</u>
<u>9</u>		<u>9</u>
<u>10</u>		<u>10</u>
<u>11</u>		<u>11</u>
<u>12</u>		<u>12</u>
<u>13</u>		<u>13</u>
<u>14</u>		<u>14</u>
<u>15</u>		<u>15</u>
<u>16</u>		<u>16</u>
<u>17</u>		<u>17</u>
<u>18</u>	<u>2</u>	<u>18</u>
<u>19</u>	<u>3</u>	<u>19</u>
<u>20</u>	<u>4</u>	<u>20</u>
<u>21</u>	<u>5</u>	<u>21</u>
<u>22</u>	<u>6</u>	<u>22</u>
<u>23</u>	<u>7</u>	<u>23</u>
<u>24</u>	<u>8</u>	<u>24</u>
<u>25</u>	<u>9</u>	<u>25</u>
<u>26</u>	<u>10</u>	<u>26</u>
<u>27</u>	<u>11</u>	<u>27</u>
<u>28</u>	<u>12</u>	<u>28</u>
<u>29</u>	<u>13</u>	<u>29</u>
<u>30</u>	<u>14</u>	<u>30</u>
<u>31</u>	<u>15</u>	<u>31</u>
<u>32</u>	<u>16</u>	<u>32</u>
<u>33</u>	<u>17</u>	<u>33</u>
<u>34</u>	<u>18</u>	<u>33</u>
<u>35</u>	<u>19</u>	<u>33</u>
<u>36</u>	<u>20</u>	<u>34</u>
<u>37</u>	<u>21</u>	<u>34</u>
<u>38</u>	<u>21</u>	<u>34</u>
<u>39</u>	<u>22</u>	<u>35</u>
<u>40</u>	<u>22</u>	<u>35</u>
<u>41</u>	<u>23</u>	<u>35</u>
<u>42</u>	<u>23</u>	<u>36</u>
<u>43</u>	<u>24</u>	<u>36</u>
<u>44</u>	<u>24</u>	<u>36</u>
<u>45</u>	<u>25</u>	<u>37</u>
<u>46</u>	<u>26</u>	<u>37</u>
<u>47</u>	<u>27</u>	<u>38</u>
<u>48</u>	<u>28</u>	<u>38</u>
<u>49</u>	<u>29</u>	<u>39</u>
<u>50</u>	<u>29</u>	<u>39</u>
<u>51</u>	<u>29</u>	<u>40</u>
<u>52</u>	<u>30</u>	<u>40</u>
<u>53</u>	<u>30</u>	<u>40</u>
<u>53</u>	<u>30</u>	<u>40</u>
<u>54</u>	<u>31</u>	<u>40</u>
<u>54</u>	<u>31</u>	<u>41</u>

73	<u>51</u>	<u>25</u>	<u>30</u>
74	<u>51</u>	<u>25</u>	<u>31</u>
75	<u>52</u>	<u>25</u>	<u>31</u>
76	<u>52</u>	<u>25</u>	<u>31</u>
77	<u>53</u>	<u>26</u>	<u>31</u>
78	<u>53</u>	<u>26</u>	
79	<u>53</u>	<u>26</u>	
80	<u>54</u>	<u>26</u>	
81	<u>54</u>	<u>27</u>	
82	<u>54</u>	<u>27</u>	
83	<u>55</u>	<u>27</u>	
84	<u>55</u>	<u>27</u>	
85	<u>55</u>	<u>28</u>	
86	<u>56</u>	<u>28</u>	
87	<u>56</u>	<u>28</u>	
88	<u>56</u>	<u>28</u>	
89	<u>56</u>	<u>29</u>	
90	<u>56</u>	<u>29</u>	
91	<u>57</u>	<u>29</u>	
92	<u>57</u>	<u>29</u>	
93	<u>57</u>	<u>29</u>	
94	<u>57</u>	<u>29</u>	
95	<u>57</u>	<u>30</u>	
96	<u>58</u>	<u>30</u>	
97	<u>58</u>	<u>30</u>	
98	<u>58</u>	<u>30</u>	
99	<u>58</u>	<u>30</u>	
100	<u>58</u>	<u>30</u>	
101	<u>59</u>	<u>31</u>	
102	<u>59</u>	<u>31</u>	
103	<u>59</u>	<u>31</u>	
104	<u>59</u>	<u>31</u>	
105	<u>59</u>	<u>31</u>	
106		<u>31</u>	
107		<u>32</u>	
108		<u>32</u>	
109		<u>32</u>	
110			
111			
112			
113			

二 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10					<u>1</u>
11					<u>1</u>
12					<u>1</u>
13					<u>1</u>
14					<u>2</u>

73	<u>55</u>	<u>31</u>	<u>41</u>
74	<u>55</u>	<u>32</u>	<u>41</u>
75	<u>56</u>	<u>32</u>	<u>41</u>
76	<u>56</u>	<u>32</u>	<u>41</u>
77	<u>57</u>	<u>33</u>	<u>42</u>
78	<u>57</u>	<u>33</u>	<u>42</u>
79	<u>57</u>	<u>33</u>	<u>42</u>
80	<u>58</u>	<u>33</u>	<u>42</u>
81	<u>58</u>	<u>34</u>	<u>42</u>
82	<u>58</u>	<u>34</u>	<u>43</u>
83	<u>59</u>	<u>34</u>	<u>43</u>
84	<u>59</u>	<u>34</u>	<u>43</u>
85	<u>59</u>	<u>35</u>	<u>43</u>
86	<u>60</u>	<u>35</u>	
87	<u>60</u>	<u>35</u>	
88	<u>60</u>	<u>35</u>	
89	<u>60</u>	<u>36</u>	
90	<u>60</u>	<u>36</u>	
91	<u>61</u>	<u>36</u>	
92	<u>61</u>	<u>36</u>	
93	<u>61</u>	<u>37</u>	
94	<u>61</u>	<u>37</u>	
95	<u>61</u>	<u>37</u>	
96	<u>62</u>	<u>37</u>	
97	<u>62</u>	<u>37</u>	
98	<u>62</u>	<u>37</u>	
99	<u>62</u>	<u>38</u>	
100	<u>62</u>	<u>38</u>	
101	<u>63</u>	<u>38</u>	
102	<u>63</u>	<u>38</u>	
103	<u>63</u>	<u>38</u>	
104	<u>63</u>	<u>38</u>	
105	<u>63</u>	<u>39</u>	
106		<u>39</u>	
107		<u>39</u>	
108		<u>39</u>	
109		<u>39</u>	
110		<u>39</u>	
111		<u>40</u>	
112		<u>40</u>	
113		<u>40</u>	

二 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10					<u>2</u>
11					<u>3</u>
12					<u>4</u>
13					<u>5</u>
14					<u>6</u>

15			<u>3</u>	15			<u>7</u>
16			<u>4</u>	16			<u>8</u>
17			<u>5</u>	17			<u>9</u>
18	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	18	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>10</u>
19	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	19	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>11</u>
20	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>8</u>	20	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>12</u>
21	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>9</u>	21	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>13</u>
22	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>10</u>	22	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>14</u>
23	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>11</u>	23	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>15</u>
24	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>12</u>	24	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>16</u>
25	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>13</u>	25	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>17</u>
26	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>14</u>	26	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>18</u>
27	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>15</u>	27	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>19</u>
28	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>16</u>	28	<u>12</u>	<u>12</u>	<u>20</u>
29	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>17</u>	29	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>21</u>
30	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>18</u>	30	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>22</u>
31	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>19</u>	31	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>23</u>
32	<u>12</u>	<u>12</u>	<u>20</u>	32	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>24</u>
33	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>21</u>	33	<u>17</u>	<u>17</u>	<u>25</u>
34	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>22</u>	34	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>26</u>
35	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>23</u>	35	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>27</u>
36	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>24</u>	36	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>28</u>
37	<u>17</u>	<u>17</u>	<u>25</u>	37	<u>21</u>	<u>21</u>	<u>29</u>
38	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>26</u>	38	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>30</u>
39	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>27</u>	39	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>31</u>
40	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>28</u>	40	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>32</u>
41	<u>21</u>	<u>21</u>	<u>29</u>	41	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>33</u>
42	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>29</u>	42	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>34</u>
43	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>30</u>	43	<u>27</u>	<u>27</u>	<u>35</u>
44	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>30</u>	44	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>36</u>
45	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>31</u>	45	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>37</u>
46	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>31</u>	46	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>38</u>
47	<u>27</u>	<u>27</u>	<u>32</u>	47	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>39</u>
48	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>32</u>	48	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>40</u>
49	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>33</u>	49	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>41</u>
50	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>33</u>	50	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>41</u>
51	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>34</u>	51	<u>35</u>	<u>35</u>	<u>42</u>
52	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>34</u>	52	<u>36</u>	<u>36</u>	<u>42</u>
53	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>35</u>	53	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>43</u>
54	<u>33</u>	<u>34</u>	<u>35</u>	54	<u>37</u>	<u>38</u>	<u>43</u>
55	<u>34</u>	<u>35</u>	<u>36</u>	55	<u>38</u>	<u>39</u>	<u>44</u>
56	<u>34</u>	<u>36</u>	<u>36</u>	56	<u>38</u>	<u>40</u>	<u>44</u>
57	<u>35</u>	<u>37</u>	<u>37</u>	57	<u>39</u>	<u>41</u>	<u>45</u>
58	<u>35</u>	<u>37</u>	<u>37</u>	58	<u>39</u>	<u>42</u>	<u>45</u>
59	<u>36</u>	<u>37</u>	<u>38</u>	59	<u>40</u>	<u>43</u>	<u>46</u>
60	<u>36</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	60	<u>40</u>	<u>44</u>	<u>46</u>
61	<u>37</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	61	<u>41</u>	<u>45</u>	<u>47</u>
62	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	62	<u>42</u>	<u>45</u>	<u>47</u>
63	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>38</u>	63	<u>43</u>	<u>45</u>	<u>48</u>
64	<u>40</u>	<u>39</u>	<u>38</u>	64	<u>44</u>	<u>46</u>	<u>48</u>
65	<u>41</u>	<u>39</u>	<u>38</u>	65	<u>45</u>	<u>46</u>	<u>49</u>

117	<u>53</u>			
118	<u>53</u>			
119	<u>53</u>			
120	<u>53</u>			
121	<u>53</u>			
122	<u>53</u>			
123	<u>53</u>			
124	<u>53</u>			
125	<u>53</u>			

備考 (略)

別表第8 (第23条関係) 降格時号給対応表

イ 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級 (3級 から)	特2級	3級
1	(略)	<u>37(69)</u>	<u>29</u>	(略)
2		<u>38(70)</u>	<u>30</u>	
3		<u>39(71)</u>	<u>31</u>	
4		<u>40(72)</u>	<u>32</u>	
5		<u>41(73)</u>	<u>33</u>	
6		<u>42(74)</u>	<u>34</u>	
7		<u>43(75)</u>	<u>35</u>	
8		<u>44(76)</u>	<u>36</u>	
9		<u>45(77)</u>	<u>37</u>	<u>50</u>
10		<u>46(78)</u>	<u>38</u>	<u>52</u>
11		<u>47(79)</u>	<u>39</u>	<u>54</u>
12		<u>48(80)</u>	<u>40</u>	<u>56</u>
13		<u>49(81)</u>	<u>41</u>	<u>58</u>
14		<u>50(82)</u>	<u>42</u>	<u>60</u>
15		<u>51(83)</u>	<u>43</u>	<u>62</u>
16		<u>52(84)</u>	<u>44</u>	<u>64</u>
17		<u>53(85)</u>	<u>45</u>	<u>66</u>
18		<u>54(86)</u>	<u>46</u>	<u>68</u>
19		<u>55(87)</u>	<u>47</u>	<u>69</u>
20		<u>56(88)</u>	<u>48</u>	<u>69</u>
21		<u>57(89)</u>	<u>49</u>	<u>69</u>
22		<u>58(90)</u>	<u>50</u>	<u>69</u>
23		<u>59(91)</u>	<u>51</u>	<u>69</u>
24		<u>60(92)</u>	<u>52</u>	<u>69</u>
25		<u>61(93)</u>	<u>53</u>	<u>69</u>
26		<u>62(94)</u>	<u>54</u>	<u>69</u>
27		<u>63(95)</u>	<u>55</u>	<u>69</u>
28		<u>64(96)</u>	<u>56</u>	<u>69</u>
29		<u>65(98)</u>	<u>57</u>	<u>69</u>
30		<u>66(100)</u>	<u>58</u>	
31		<u>67(102)</u>	<u>59</u>	
32		<u>68(104)</u>	<u>60</u>	
33		<u>69(105)</u>	<u>61</u>	
34		<u>70(106)</u>	<u>62</u>	
35		<u>71(107)</u>	<u>63</u>	

117	<u>57</u>			
118	<u>57</u>			
119	<u>57</u>			
120	<u>57</u>			
121	<u>57</u>			
122	<u>57</u>			
123	<u>57</u>			
124	<u>57</u>			
125	<u>57</u>			

備考 (略)

別表第8 (第23条関係) 降格時号給対応表

イ 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級 (3級 から)	特2級	3級
1	(略)	<u>25(53)</u>	<u>25</u>	(略)
2		<u>26(54)</u>	<u>26</u>	
3		<u>27(55)</u>	<u>27</u>	
4		<u>28(56)</u>	<u>28</u>	
5		<u>29(57)</u>	<u>29</u>	
6		<u>30(58)</u>	<u>30</u>	
7		<u>31(59)</u>	<u>31</u>	
8		<u>32(60)</u>	<u>32</u>	
9		<u>33(61)</u>	<u>33</u>	<u>49</u>
10		<u>34(62)</u>	<u>34</u>	<u>50</u>
11		<u>35(63)</u>	<u>35</u>	<u>51</u>
12		<u>36(64)</u>	<u>36</u>	<u>52</u>
13		<u>37(65)</u>	<u>37</u>	<u>53</u>
14		<u>38(66)</u>	<u>38</u>	<u>54</u>
15		<u>39(67)</u>	<u>39</u>	<u>55</u>
16		<u>40(68)</u>	<u>40</u>	<u>56</u>
17		<u>41(69)</u>	<u>41</u>	<u>57</u>
18		<u>42(70)</u>	<u>42</u>	<u>58</u>
19		<u>43(71)</u>	<u>43</u>	<u>59</u>
20		<u>44(72)</u>	<u>44</u>	<u>60</u>
21		<u>45(73)</u>	<u>45</u>	<u>61</u>
22		<u>46(74)</u>	<u>46</u>	<u>62</u>
23		<u>47(75)</u>	<u>47</u>	<u>63</u>
24		<u>48(76)</u>	<u>48</u>	<u>64</u>
25		<u>49(77)</u>	<u>49</u>	<u>66</u>
26		<u>50(78)</u>	<u>50</u>	<u>68</u>
27		<u>51(79)</u>	<u>51</u>	<u>70</u>
28		<u>52(80)</u>	<u>52</u>	<u>72</u>
29		<u>53(81)</u>	<u>53</u>	<u>74</u>
30		<u>54(82)</u>	<u>54</u>	<u>76</u>
31		<u>55(83)</u>	<u>55</u>	<u>78</u>
32		<u>56(84)</u>	<u>56</u>	<u>80</u>
33		<u>57(85)</u>	<u>57</u>	<u>82</u>
34		<u>58(86)</u>	<u>58</u>	<u>84</u>
35		<u>59(87)</u>	<u>59</u>	<u>85</u>

36	<u>72(108)</u>	<u>64</u>	
37	<u>73(110)</u>	<u>65</u>	
38	<u>74(112)</u>	<u>66</u>	
39	<u>75(114)</u>	<u>67</u>	
40	<u>76(116)</u>	<u>68</u>	
41	<u>77(125)</u>	<u>69</u>	
42	<u>78(134)</u>	<u>70</u>	
43	<u>79(142)</u>	<u>71</u>	
44	<u>80(145)</u>	<u>72</u>	
45	<u>81(145)</u>	<u>74</u>	
46	<u>82(145)</u>	<u>76</u>	
47	<u>83(145)</u>	<u>78</u>	
48	<u>84(145)</u>	<u>80</u>	
49	<u>85(145)</u>	<u>81</u>	
50	<u>86(145)</u>	<u>82</u>	
51	<u>87(145)</u>	<u>83</u>	
52	<u>88(145)</u>	<u>84</u>	
53	<u>89(145)</u>	<u>87</u>	
54	<u>90(145)</u>	<u>90</u>	
55	<u>91(145)</u>	<u>93</u>	
56	<u>92(145)</u>	<u>96</u>	
57	<u>93(145)</u>	<u>99</u>	
58	<u>94(145)</u>	<u>102</u>	
59	<u>95(145)</u>	<u>105</u>	
60	<u>96(145)</u>	<u>105</u>	
61	<u>97(145)</u>	<u>105</u>	
62	<u>98(145)</u>	<u>105</u>	
63	<u>99(145)</u>	<u>105</u>	
64	<u>100(145)</u>	<u>105</u>	
65	<u>101(145)</u>	<u>105</u>	
66	<u>102(145)</u>	<u>105</u>	
67	<u>103(145)</u>	<u>105</u>	
68	<u>104(145)</u>	<u>105</u>	
69	<u>106(145)</u>	<u>105</u>	
70	<u>108</u>		
71	<u>110</u>		
72	<u>112</u>		
73	<u>114</u>		
74	<u>116</u>		
75	<u>118</u>		
76	<u>120</u>		
77	<u>125</u>		
78	<u>130</u>		
79	<u>135</u>		
80	<u>140</u>		
81	<u>142</u>		
82	<u>144</u>		
83	<u>145</u>		
84	<u>145</u>		
85	<u>145</u>		
86	<u>145</u>		

36	<u>60(88)</u>	<u>60</u>	<u>85</u>
37	<u>61(89)</u>	<u>61</u>	<u>85</u>
38	<u>62(90)</u>	<u>62</u>	<u>85</u>
39	<u>63(91)</u>	<u>63</u>	<u>85</u>
40	<u>64(92)</u>	<u>64</u>	<u>85</u>
41	<u>65(93)</u>	<u>65</u>	<u>85</u>
42	<u>66(94)</u>	<u>66</u>	<u>85</u>
43	<u>67(95)</u>	<u>67</u>	<u>85</u>
44	<u>68(96)</u>	<u>68</u>	<u>85</u>
45	<u>69(98)</u>	<u>69</u>	<u>85</u>
46	<u>70(100)</u>	<u>70</u>	
47	<u>71(102)</u>	<u>71</u>	
48	<u>72(104)</u>	<u>72</u>	
49	<u>73(105)</u>	<u>73</u>	
50	<u>74(106)</u>	<u>74</u>	
51	<u>75(107)</u>	<u>75</u>	
52	<u>76(108)</u>	<u>76</u>	
53	<u>77(110)</u>	<u>77</u>	
54	<u>78(112)</u>	<u>78</u>	
55	<u>79(114)</u>	<u>79</u>	
56	<u>80(116)</u>	<u>80</u>	
57	<u>81(125)</u>	<u>81</u>	
58	<u>82(134)</u>	<u>82</u>	
59	<u>83(142)</u>	<u>83</u>	
60	<u>84(145)</u>	<u>84</u>	
61	<u>85(145)</u>	<u>86</u>	
62	<u>86(145)</u>	<u>88</u>	
63	<u>87(145)</u>	<u>90</u>	
64	<u>88(145)</u>	<u>92</u>	
65	<u>89(145)</u>	<u>93</u>	
66	<u>90(145)</u>	<u>94</u>	
67	<u>91(145)</u>	<u>95</u>	
68	<u>92(145)</u>	<u>96</u>	
69	<u>93(145)</u>	<u>99</u>	
70	<u>94(145)</u>	<u>102</u>	
71	<u>95(145)</u>	<u>105</u>	
72	<u>96(145)</u>	<u>108</u>	
73	<u>97(145)</u>	<u>111</u>	
74	<u>98(145)</u>	<u>114</u>	
75	<u>99(145)</u>	<u>117</u>	
76	<u>100(145)</u>	<u>117</u>	
77	<u>101(145)</u>	<u>117</u>	
78	<u>102(145)</u>	<u>117</u>	
79	<u>103(145)</u>	<u>117</u>	
80	<u>104(145)</u>	<u>117</u>	
81	<u>106(145)</u>	<u>117</u>	
82	<u>108(145)</u>	<u>117</u>	
83	<u>110(145)</u>	<u>117</u>	
84	<u>112(145)</u>	<u>117</u>	
85	<u>114(145)</u>	<u>117</u>	
86	<u>116</u>		

87		145		
88		145		
89		145		
90		145		
91		145		
92		145		
93		145		
94		145		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
106	(略)			
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級 (3級 から)	特2級	3級
1	(略)	<u>49 (61)</u>	(略)	<u>61</u>
2		<u>50 (62)</u>		<u>62</u>
3		<u>51 (63)</u>		<u>63</u>
4		<u>52 (64)</u>		<u>68</u>
5		<u>53 (65)</u>		<u>73</u>
6		<u>54 (66)</u>		<u>78</u>
7		<u>55 (67)</u>		<u>84</u>
8		<u>56 (68)</u>		<u>88</u>
9		<u>57 (69)</u>		<u>89</u>
10	<u>18</u>	<u>58 (70)</u>		<u>89</u>
11	<u>19</u>	<u>59 (71)</u>		<u>89</u>
12	<u>20</u>	<u>60 (72)</u>		<u>89</u>
13	<u>21</u>	<u>61 (73)</u>		<u>89</u>
14	(略)	<u>62 (74)</u>		<u>89</u>
15		<u>63 (75)</u>		<u>89</u>
16		<u>64 (76)</u>		<u>89</u>
17		<u>65 (77)</u>		<u>89</u>
18		<u>66 (78)</u>		<u>89</u>
19		<u>67 (79)</u>		<u>89</u>
20		<u>68 (80)</u>		<u>89</u>
21		<u>69 (81)</u>		<u>89</u>
22		<u>70 (82)</u>		<u>89</u>
23		<u>71 (83)</u>		<u>89</u>
24		<u>72 (84)</u>		<u>89</u>

87		<u>118</u>		
88		<u>120</u>		
89		<u>125</u>		
90		<u>130</u>		
91		<u>135</u>		
92		<u>140</u>		
93		<u>142</u>		
94		<u>144</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
106	(略)	<u>145</u>		
107		<u>145</u>		
108		<u>145</u>		
109		<u>145</u>		
110		<u>145</u>		
111		<u>145</u>		
112		<u>145</u>		
113		<u>145</u>		
114		<u>145</u>		
115		<u>145</u>		
116		<u>145</u>		
117		<u>145</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級 (3級 から)	特2級	3級
1	(略)	<u>37 (49)</u>	(略)	<u>57</u>
2		<u>38 (50)</u>		<u>58</u>
3		<u>39 (51)</u>		<u>59</u>
4		<u>40 (52)</u>		<u>60</u>
5		<u>41 (53)</u>		<u>61</u>
6		<u>42 (54)</u>		<u>62</u>
7		<u>43 (55)</u>		<u>63</u>
8		<u>44 (56)</u>		<u>64</u>
9		<u>45 (57)</u>		<u>65</u>
10	<u>17</u>	<u>46 (58)</u>		<u>66</u>
11	<u>18</u>	<u>47 (59)</u>		<u>67</u>
12	<u>19</u>	<u>48 (60)</u>		<u>68</u>
13	<u>20</u>	<u>49 (61)</u>		<u>69</u>
14	(略)	<u>50 (62)</u>		<u>70</u>
15		<u>51 (63)</u>		<u>71</u>
16		<u>52 (64)</u>		<u>72</u>
17		<u>53 (65)</u>		<u>73</u>
18		<u>54 (66)</u>		<u>74</u>
19		<u>55 (67)</u>		<u>75</u>
20		<u>56 (68)</u>		<u>80</u>
21		<u>57 (69)</u>		<u>85</u>
22		<u>58 (70)</u>		<u>90</u>
23		<u>59 (71)</u>		<u>96</u>
24		<u>60 (72)</u>		<u>100</u>

25	<u>73(85)</u>		89	25	<u>61(73)</u>		101
26	<u>74(86)</u>		89	26	<u>62(74)</u>		101
27	<u>75(87)</u>		89	27	<u>63(75)</u>		101
28	<u>76(88)</u>		89	28	<u>64(76)</u>		101
29	<u>77(89)</u>		89	29	<u>65(77)</u>		101
30	<u>78(90)</u>			30	<u>66(78)</u>		101
31	<u>79(91)</u>			31	<u>67(79)</u>		101
32	<u>80(92)</u>			32	<u>68(80)</u>		101
33	<u>81(93)</u>			33	<u>69(81)</u>		101
34	<u>82(94)</u>			34	<u>70(82)</u>		101
35	<u>83(95)</u>			35	<u>71(83)</u>		101
36	<u>84(96)</u>			36	<u>72(84)</u>		101
37	<u>85(97)</u>			37	<u>73(85)</u>		101
38	<u>86(98)</u>			38	<u>74(86)</u>		101
39	<u>87(99)</u>			39	<u>75(87)</u>		101
40	<u>88(100)</u>			40	<u>76(88)</u>		101
41	<u>89(101)</u>			41	<u>77(89)</u>		101
42	<u>90(102)</u>			42	<u>78(90)</u>		101
43	<u>91(103)</u>			43	<u>79(91)</u>		101
44	<u>92(104)</u>			44	<u>80(92)</u>		101
45	<u>93(106)</u>			45	<u>81(93)</u>		101
46	<u>94(108)</u>			46	<u>82(94)</u>		
47	<u>95(110)</u>			47	<u>83(95)</u>		
48	<u>96(112)</u>			48	<u>84(96)</u>		
49	<u>97(113)</u>			49	<u>85(97)</u>		
50	<u>98(114)</u>			50	<u>86(98)</u>		
51	<u>99(115)</u>			51	<u>87(99)</u>		
52	<u>100(116)</u>			52	<u>88(100)</u>		
53	<u>101(118)</u>			53	<u>89(101)</u>		
54	<u>102(120)</u>			54	<u>90(102)</u>		
55	<u>103(122)</u>			55	<u>91(103)</u>		
56	<u>104(124)</u>			56	<u>92(104)</u>		
57	<u>105(125)</u>			57	<u>93(106)</u>		
58	<u>106(126)</u>			58	<u>94(108)</u>		
59	<u>107(127)</u>			59	<u>95(110)</u>		
60	<u>108(128)</u>			60	<u>96(112)</u>		
61	<u>109(130)</u>	<u>70</u>		61	<u>97(113)</u>	<u>69</u>	
62	<u>110(152)</u>	<u>72</u>		62	<u>98(114)</u>	<u>70</u>	
63	<u>111(156)</u>	<u>74</u>		63	<u>99(115)</u>	<u>71</u>	
64	<u>112(157)</u>	<u>76</u>		64	<u>100(116)</u>	<u>72</u>	
65	<u>114(157)</u>	<u>77</u>		65	<u>101(118)</u>	<u>73</u>	
66	<u>116(157)</u>	<u>78</u>		66	<u>102(120)</u>	<u>74</u>	
67	<u>118(157)</u>	<u>79</u>		67	<u>103(122)</u>	<u>75</u>	
68	<u>120(157)</u>	<u>83</u>		68	<u>104(124)</u>	<u>76</u>	
69	<u>121(157)</u>	<u>87</u>		69	<u>105(125)</u>	<u>77</u>	
70	<u>122(157)</u>	<u>91</u>		70	<u>106(126)</u>	<u>78</u>	
71	<u>123(157)</u>	<u>95</u>		71	<u>107(127)</u>	<u>79</u>	
72	<u>124(157)</u>	<u>100</u>		72	<u>108(128)</u>	<u>80</u>	
73	<u>125(157)</u>	<u>102</u>		73	<u>109(130)</u>	<u>82</u>	
74	<u>126(157)</u>	<u>104</u>		74	<u>110(152)</u>	<u>84</u>	
75	<u>127(157)</u>	<u>105</u>		75	<u>111(156)</u>	<u>86</u>	

76		<u>128(157)</u>	<u>105</u>	
77		<u>130(157)</u>	<u>105</u>	
78		<u>134(157)</u>	<u>105</u>	
79		<u>138(157)</u>	<u>105</u>	
80		<u>142(157)</u>	<u>105</u>	
81		<u>146(157)</u>	<u>105</u>	
82		<u>150(157)</u>	<u>105</u>	
83		<u>153(157)</u>	<u>105</u>	
84		<u>156(157)</u>	<u>105</u>	
85		<u>157(157)</u>	<u>105</u>	
86		<u>157(157)</u>	<u>105</u>	
87		<u>157(157)</u>	<u>105</u>	
88		<u>157(157)</u>	<u>105</u>	
89		<u>157(157)</u>	<u>105</u>	
90		<u>157</u>		
91		<u>157</u>		
92		<u>157</u>		
93		<u>157</u>		
94		<u>157</u>		
95		<u>157</u>		
96		<u>157</u>		
97		<u>157</u>		
98		<u>157</u>		
99		<u>157</u>		
100		<u>157</u>		
101		<u>157</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
106	(略)			
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ハ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
1	(略)	<u>21</u>	<u>37</u>	<u>21</u>
2		<u>22</u>	<u>38</u>	<u>22</u>
3		<u>23</u>	<u>39</u>	<u>23</u>
4		<u>24</u>	<u>40</u>	<u>24</u>
5		<u>25</u>	<u>41</u>	<u>25</u>
6		<u>26</u>	<u>42</u>	<u>26</u>

76		<u>112(157)</u>	<u>88</u>	
77		<u>114(157)</u>	<u>89</u>	
78		<u>116(157)</u>	<u>90</u>	
79		<u>118(157)</u>	<u>91</u>	
80		<u>120(157)</u>	<u>95</u>	
81		<u>121(157)</u>	<u>99</u>	
82		<u>122(157)</u>	<u>103</u>	
83		<u>123(157)</u>	<u>107</u>	
84		<u>124(157)</u>	<u>112</u>	
85		<u>125(157)</u>	<u>114</u>	
86		<u>126(157)</u>	<u>116</u>	
87		<u>127(157)</u>	<u>117</u>	
88		<u>128(157)</u>	<u>117</u>	
89		<u>130(157)</u>	<u>117</u>	
90		<u>134(157)</u>	<u>117</u>	
91		<u>138(157)</u>	<u>117</u>	
92		<u>142(157)</u>	<u>117</u>	
93		<u>146(157)</u>	<u>117</u>	
94		<u>150(157)</u>	<u>117</u>	
95		<u>153(157)</u>	<u>117</u>	
96		<u>156(157)</u>	<u>117</u>	
97		<u>157(157)</u>	<u>117</u>	
98		<u>157(157)</u>	<u>117</u>	
99		<u>157(157)</u>	<u>117</u>	
100		<u>157(157)</u>	<u>117</u>	
101		<u>157(157)</u>	<u>117</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
106	(略)	<u>157</u>		
107		<u>157</u>		
108		<u>157</u>		
109		<u>157</u>		
110		<u>157</u>		
111		<u>157</u>		
112		<u>157</u>		
113		<u>157</u>		
114		<u>157</u>		
115		<u>157</u>		
116		<u>157</u>		
117		<u>157</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ハ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
1	(略)	<u>17</u>	<u>33</u>	<u>17</u>
2		<u>18</u>	<u>34</u>	<u>18</u>
3		<u>19</u>	<u>35</u>	<u>19</u>
4		<u>20</u>	<u>36</u>	<u>20</u>
5		<u>21</u>	<u>37</u>	<u>21</u>
6		<u>22</u>	<u>38</u>	<u>22</u>

7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57

<u>27</u>	<u>43</u>	<u>27</u>
<u>28</u>	<u>44</u>	<u>28</u>
<u>29</u>	<u>45</u>	<u>29</u>
<u>30</u>	<u>46</u>	<u>30</u>
<u>31</u>	<u>47</u>	<u>31</u>
<u>32</u>	<u>48</u>	<u>32</u>
<u>33</u>	<u>50</u>	<u>33</u>
<u>34</u>	<u>52</u>	<u>34</u>
<u>35</u>	<u>54</u>	<u>35</u>
<u>36</u>	<u>56</u>	<u>36</u>
<u>37</u>	<u>57</u>	<u>37</u>
<u>38</u>	<u>58</u>	<u>38</u>
<u>39</u>	<u>59</u>	<u>39</u>
<u>40</u>	<u>60</u>	<u>40</u>
<u>41</u>	<u>63</u>	<u>43</u>
<u>42</u>	<u>66</u>	<u>46</u>
<u>43</u>	<u>69</u>	<u>49</u>
<u>44</u>	<u>72</u>	<u>52</u>
<u>45</u>	<u>76</u>	<u>54</u>
<u>46</u>	<u>80</u>	<u>56</u>
<u>47</u>	<u>84</u>	<u>58</u>
<u>48</u>	<u>88</u>	<u>63</u>
<u>49</u>	<u>94</u>	<u>68</u>
<u>50</u>	<u>100</u>	<u>73</u>
<u>51</u>	<u>106</u>	<u>77</u>
<u>52</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>53</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>54</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>55</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>56</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>57</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>58</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>59</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>60</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>61</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>62</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>63</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>64</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>65</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>66</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>67</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>68</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>70</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>72</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>74</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>76</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>79</u>	<u>109</u>	<u>77</u>
<u>82</u>	<u>109</u>	
<u>85</u>	<u>109</u>	
<u>90</u>	<u>109</u>	
<u>95</u>	<u>109</u>	

7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57

<u>23</u>	<u>39</u>	<u>23</u>
<u>24</u>	<u>40</u>	<u>24</u>
<u>25</u>	<u>41</u>	<u>25</u>
<u>26</u>	<u>42</u>	<u>26</u>
<u>27</u>	<u>43</u>	<u>27</u>
<u>28</u>	<u>44</u>	<u>28</u>
<u>29</u>	<u>45</u>	<u>29</u>
<u>30</u>	<u>46</u>	<u>30</u>
<u>31</u>	<u>47</u>	<u>31</u>
<u>32</u>	<u>48</u>	<u>32</u>
<u>33</u>	<u>49</u>	<u>33</u>
<u>34</u>	<u>50</u>	<u>34</u>
<u>35</u>	<u>51</u>	<u>35</u>
<u>36</u>	<u>52</u>	<u>36</u>
<u>37</u>	<u>54</u>	<u>37</u>
<u>38</u>	<u>56</u>	<u>38</u>
<u>39</u>	<u>58</u>	<u>39</u>
<u>40</u>	<u>60</u>	<u>40</u>
<u>41</u>	<u>61</u>	<u>41</u>
<u>42</u>	<u>62</u>	<u>42</u>
<u>43</u>	<u>63</u>	<u>43</u>
<u>44</u>	<u>64</u>	<u>44</u>
<u>45</u>	<u>67</u>	<u>45</u>
<u>46</u>	<u>70</u>	<u>46</u>
<u>47</u>	<u>73</u>	<u>47</u>
<u>48</u>	<u>76</u>	<u>48</u>
<u>49</u>	<u>80</u>	<u>51</u>
<u>50</u>	<u>84</u>	<u>54</u>
<u>51</u>	<u>88</u>	<u>57</u>
<u>52</u>	<u>92</u>	<u>60</u>
<u>53</u>	<u>98</u>	<u>62</u>
<u>54</u>	<u>104</u>	<u>64</u>
<u>55</u>	<u>110</u>	<u>66</u>
<u>56</u>	<u>113</u>	<u>71</u>
<u>57</u>	<u>113</u>	<u>76</u>
<u>58</u>	<u>113</u>	<u>81</u>
<u>59</u>	<u>113</u>	<u>85</u>
<u>60</u>	<u>113</u>	<u>85</u>
<u>61</u>	<u>113</u>	<u>85</u>
<u>62</u>	<u>113</u>	<u>85</u>
<u>63</u>	<u>113</u>	<u>85</u>
<u>64</u>	<u>113</u>	<u>85</u>
<u>65</u>	<u>113</u>	<u>85</u>
<u>66</u>	<u>113</u>	<u>85</u>
<u>67</u>	<u>113</u>	<u>85</u>
<u>68</u>	<u>113</u>	<u>85</u>
<u>70</u>	<u>113</u>	<u>85</u>
<u>72</u>	<u>113</u>	<u>85</u>
<u>74</u>	<u>113</u>	<u>85</u>
<u>76</u>	<u>113</u>	<u>85</u>
<u>79</u>	<u>113</u>	<u>85</u>

58		100	109	
59		105	109	
60		105	109	
61		105	109	
62		105	109	
63		105	109	
64		105	109	
65		105	109	
66		105	109	
67		105	109	
68		105	109	
69		105	109	
70		105	109	
71		105	109	
72		105	109	
73		105	109	
74		105	109	
75		105	109	
76		105	109	
77		105	109	
78		105		
79		105		
80		105		
81		105		
82		105		
83		105		
84		105		
85		105		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
110				
111				
112				
113				

二 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	(略)	21	21	(略)	13
2		22	22		14
3		23	23		15
4		24	24		16
5		25	25		17
6		26	26		18
7		27	27		19
8		28	28		20
9		29	29		21
10		30	30		22
11		31	31		23
12		32	32		24
13		33	33		25
14		34	34		26

58		82	113	85
59		85	113	85
60		90	113	85
61		95	113	85
62		100	113	85
63		105	113	85
64		105	113	85
65		105	113	85
66		105	113	
67		105	113	
68		105	113	
69		105	113	
70		105	113	
71		105	113	
72		105	113	
73		105	113	
74		105	113	
75		105	113	
76		105	113	
77		105	113	
78		105	113	
79		105	113	
80		105	113	
81		105	113	
82		105	113	
83		105	113	
84		105	113	
85		105	113	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
110		105		
111		105		
112		105		
113		105		

二 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	(略)	17	17	(略)	9
2		18	18		10
3		19	19		11
4		20	20		12
5		21	21		13
6		22	22		14
7		23	23		15
8		24	24		16
9		25	25		17
10		26	26		18
11		27	27		19
12		28	28		20
13		29	29		21
14		30	30		22

66		125	109	84	85	66		125	113	74	93
67		125	109	85	85	67		125	113	75	93
68		125	109	85	85	68		125	113	80	93
69		125	109	85	85	69		125	113	85	93
70		125	109	85	85	70		125	113	88	93
71		125	109	85	85	71		125	113	89	93
72		125	109	85	85	72		125	113	90	93
73		125	109	85	85	73		125	113	91	93
74		125	109	85		74		125	113	92	93
75		125	109	85		75		125	113	93	93
76		125	109	85		76		125	113	93	93
77		125	109	85		77		125	113	93	93
78		125	109	85		78		125	113	93	93
79		125	109	85		79		125	113	93	93
80		125	109	85		80		125	113	93	93
81		125	109	85		81		125	113	93	93
82		125	109	85		82		125	113	93	93
83		125	109	85		83		125	113	93	93
84		125	109	85		84		125	113	93	93
85		125	109	85		85		125	113	93	93
86		125				86		125	113	93	
87		125				87		125	113	93	
88		125				88		125	113	93	
89		125				89		125	113	93	
90		125				90		125	113	93	
91		125				91		125	113	93	
92		125				92		125	113	93	
93		125				93		125	113	93	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
110	(略)					110	(略)	125			
111						111		125			
112						112		125			
113						113		125			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)						備考 (略)					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例)

- 2 令和七年四月一日（以下この項において「切替日」という。）に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第二十一条又は第二十三条の規定を適用する。

(雑則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して定める。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第九号

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年 三重県人事委員会規則 第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（適用除外職員） 第二条 条例第十五条の三第一項第一号の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 一 五 （略） 六 職員の扶養親族である者（職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第十五条第二項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族である者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員 （権衡職員の範囲） 第四条 条例第十五条の三第一項第二号の規則で定める職員は、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号）第五条第二項に該当する職員で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転の直前の住居であつた住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているものとする。 （支給の始期及び終期） 第八条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第十五条の三第一項の職員である要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（県委員会が人事委員会と協議して定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で県委員会が人事委員会と協議して定める日）の属する月（その日が月の初日	（適用除外職員） 第二条 条例第十五条の三第一項の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 一 五 （略） 六 職員の扶養親族である者（<u>条例第十五条第二項に規定する扶養親族で同条第五項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）</u>が所有する住宅及び職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族である者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員 （権衡職員の範囲） 第四条 条例第十五条の三第一項第二号の規則で定める職員は、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号）第五条第二項に該当する職員（<u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）</u>で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転の直前の住居であつた住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているものとする。 （支給の始期及び終期） 第八条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第十五条の三第一項の職員である要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出がこれに

であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。

2 (略)

係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。

2 (略)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十号

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年^{三重県人事委員会規則}_{三重県教育委員会規則}第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表第一（第三条関係） 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者							別表第一（第三条関係） 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者						
職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	(略)	(略)	4,000	4,900	7,400		1	(略)	(略)	3,500	4,200	6,800
	2			4,000	4,900	7,400		2			3,500	4,200	6,800
	3			4,000	4,900	7,400		3			3,500	4,200	6,800
	4			4,000	4,900	7,400		4			3,500	4,200	6,800
	5			4,300	5,100	7,500		5			3,700	4,400	6,900
	6			4,300	5,100	7,500		6			3,700	4,400	6,900
	7			4,300	5,100	7,500		7			3,700	4,400	6,900
	8			4,300	5,100	7,500		8			3,700	4,400	6,900
	9			4,500	5,200	7,600		9			3,800	4,500	7,100
	10			4,500	5,200	7,600		10			3,800	4,500	7,100
	11			4,500	5,200	7,600		11			3,800	4,500	7,100
	12			4,500	5,200	7,600		12			3,800	4,500	7,100
	13			4,700	5,400	7,700		13			4,000	4,900	7,200
	14			4,700	5,400	7,700		14			4,000	4,900	7,200
	15			4,700	5,400	7,700		15			4,000	4,900	7,200

16	4,700	5,400	7,700	16	4,000	4,900	7,200
17	4,900	5,500	7,900	17	4,300	5,100	7,400
18	4,900	5,500	7,900	18	4,300	5,100	7,400
19	4,900	5,500	7,900	19	4,300	5,100	7,400
20	4,900	5,500	7,900	20	4,300	5,100	7,400
21	5,100	5,700	8,000	21	4,500	5,200	7,500
22	5,100	5,700	8,000	22	4,500	5,200	7,500
23	5,100	5,700	8,000	23	4,500	5,200	7,500
24	5,100	5,700	8,000	24	4,500	5,200	7,500
25	5,300	5,900	8,000	25	4,700	5,400	7,600
26	5,300	5,900	8,000	26	4,700	5,400	7,600
27	5,300	5,900	8,000	27	4,700	5,400	7,600
28	5,300	5,900	8,000	28	4,700	5,400	7,600
29	5,400	6,000	8,000	29	4,900	5,500	7,700
30	5,400	6,000		30	4,900	5,500	7,700
31	5,400	6,000		31	4,900	5,500	7,700
32	5,400	6,000		32	4,900	5,500	7,700
33	5,600	6,100		33	5,100	5,700	7,900
34	5,600	6,100		34	5,100	5,700	7,900
35	5,600	6,100		35	5,100	5,700	7,900
36	5,600	6,100		36	5,100	5,700	7,900
37	5,700	6,300		37	5,300	5,900	8,000
38	5,700	6,300		38	5,300	5,900	8,000
39	5,700	6,300		39	5,300	5,900	8,000
40	5,700	6,300		40	5,300	5,900	8,000
41	5,800	6,400		41	5,400	6,000	8,000
42	5,800	6,400		42	5,400	6,000	8,000
43	5,800	6,400		43	5,400	6,000	8,000
44	5,800	6,400		44	5,400	6,000	8,000
45	6,000	6,600		45	5,600	6,100	8,000
46	6,000	6,600		46	5,600	6,100	
47	6,000	6,600		47	5,600	6,100	
48	6,000	6,600		48	5,600	6,100	
49	6,100	6,800		49	5,700	6,300	
50	6,100	6,800		50	5,700	6,300	
51	6,100	6,800		51	5,700	6,300	
52	6,100	6,800		52	5,700	6,300	
53	6,300	6,900		53	5,800	6,400	
54	6,300	6,900		54	5,800	6,400	
55	6,300	6,900		55	5,800	6,400	
56	6,300	6,900		56	5,800	6,400	

57	6,400	7,000	57	6,000	6,600
58	6,400	7,000	58	6,000	6,600
59	6,400	7,000	59	6,000	6,600
60	6,400	7,000	60	6,000	6,600
61	6,500	7,100	61	6,100	6,800
62	6,500	7,100	62	6,100	6,800
63	6,500	7,100	63	6,100	6,800
64	6,500	7,100	64	6,100	6,800
65	6,700	7,200	65	6,300	6,900
66	6,700	7,200	66	6,300	6,900
67	6,700	7,200	67	6,300	6,900
68	6,700	7,200	68	6,300	6,900
69	6,800	7,300	69	6,400	7,000
70	6,800	7,300	70	6,400	7,000
71	6,800	7,300	71	6,400	7,000
72	6,800	7,300	72	6,400	7,000
73	6,900	7,400	73	6,500	7,100
74	6,900	7,400	74	6,500	7,100
75	6,900	7,400	75	6,500	7,100
76	6,900	7,400	76	6,500	7,100
77	6,900	7,500	77	6,700	7,200
78	6,900	7,500	78	6,700	7,200
79	6,900	7,500	79	6,700	7,200
80	6,900	7,500	80	6,700	7,200
81	7,000	7,500	81	6,800	7,300
82	7,000	7,500	82	6,800	7,300
83	7,000	7,500	83	6,800	7,300
84	7,000	7,500	84	6,800	7,300
85	7,200	7,600	85	6,900	7,400
86	7,200	7,600	86	6,900	7,400
87	7,200	7,600	87	6,900	7,400
88	7,200	7,600	88	6,900	7,400
89	7,200	7,700	89	6,900	7,500
90	7,200		90	6,900	7,500
91	7,200		91	6,900	7,500
92	7,200		92	6,900	7,500
93	7,200		93	7,000	7,500
94	7,200		94	7,000	7,500
95	7,200		95	7,000	7,500
96	7,200		96	7,000	7,500

97				7,300		
98				7,300		
99				7,300		
100				7,300		
101				7,300		
102				7,300		
103				7,300		
104				7,300		
105				7,300		
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
(略)				(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二（第三条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	円	円	円	円	円
	1	(略)	(略)	<u>4,000</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	2			<u>4,000</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	3			<u>4,000</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	4			<u>4,000</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	5			<u>4,300</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
	6			<u>4,300</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
	7			<u>4,300</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
	8			<u>4,300</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
	9			<u>4,500</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
	10			<u>4,500</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
	11			<u>4,500</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
	12			<u>4,500</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>

97				7,200	7,600	
98				7,200	7,600	
99				7,200	7,600	
100				7,200	7,600	
101				7,200	7,700	
102				7,200		
103				7,200		
104				7,200		
105				7,200		
106				7,200		
107				7,200		
108				7,200		
109				7,300		
110				7,300		
111				7,300		
112				7,300		
113				7,300		
114				7,300		
115				7,300		
116				7,300		
117				7,300		
(略)				(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二（第三条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	円	円	円	円	円
	1	(略)	(略)	<u>3,500</u>	<u>5,100</u>	<u>6,800</u>
	2			<u>3,500</u>	<u>5,100</u>	<u>6,800</u>
	3			<u>3,500</u>	<u>5,100</u>	<u>6,800</u>
	4			<u>3,500</u>	<u>5,100</u>	<u>6,800</u>
	5			<u>3,700</u>	<u>5,200</u>	<u>6,900</u>
	6			<u>3,700</u>	<u>5,200</u>	<u>6,900</u>
	7			<u>3,700</u>	<u>5,200</u>	<u>6,900</u>
	8			<u>3,700</u>	<u>5,200</u>	<u>6,900</u>
	9			<u>3,800</u>	<u>5,400</u>	<u>7,100</u>
	10			<u>3,800</u>	<u>5,400</u>	<u>7,100</u>
	11			<u>3,800</u>	<u>5,400</u>	<u>7,100</u>
	12			<u>3,800</u>	<u>5,400</u>	<u>7,100</u>

年
再
用
短
時
間
勤
務
員
以
外
の
職
員

13	<u>4,700</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
14	<u>4,700</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
15	<u>4,700</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
16	<u>4,700</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
17	<u>4,900</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
18	<u>4,900</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
19	<u>4,900</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
20	<u>4,900</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
21	<u>5,100</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
22	<u>5,100</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
23	<u>5,100</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
24	<u>5,100</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
25	<u>5,300</u>	<u>6,600</u>	<u>8,000</u>
26	<u>5,300</u>	<u>6,600</u>	<u>8,000</u>
27	<u>5,300</u>	<u>6,600</u>	<u>8,000</u>
28	<u>5,300</u>	<u>6,600</u>	<u>8,000</u>
29	<u>5,400</u>	<u>6,800</u>	<u>8,000</u>
30	<u>5,400</u>	<u>6,800</u>	
31	<u>5,400</u>	<u>6,800</u>	
32	<u>5,400</u>	<u>6,800</u>	
33	<u>5,600</u>	<u>6,900</u>	
34	<u>5,600</u>	<u>6,900</u>	
35	<u>5,600</u>	<u>6,900</u>	
36	<u>5,600</u>	<u>6,900</u>	
37	<u>5,700</u>	<u>7,000</u>	
38	<u>5,700</u>	<u>7,000</u>	
39	<u>5,700</u>	<u>7,000</u>	
40	<u>5,700</u>	<u>7,000</u>	
41	<u>5,800</u>	<u>7,100</u>	
42	<u>5,800</u>	<u>7,100</u>	
43	<u>5,800</u>	<u>7,100</u>	
44	<u>5,800</u>	<u>7,100</u>	
45	<u>6,000</u>	<u>7,200</u>	
46	<u>6,000</u>	<u>7,200</u>	
47	<u>6,000</u>	<u>7,200</u>	
48	<u>6,000</u>	<u>7,200</u>	
49	<u>6,100</u>	<u>7,300</u>	
50	<u>6,100</u>	<u>7,300</u>	
51	<u>6,100</u>	<u>7,300</u>	
52	<u>6,100</u>	<u>7,300</u>	

年
再
用
短
時
間
勤
務
員
以
外
の
職
員

13	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>	<u>7,200</u>
14	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>	<u>7,200</u>
15	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>	<u>7,200</u>
16	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>	<u>7,200</u>
17	<u>4,300</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
18	<u>4,300</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
19	<u>4,300</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
20	<u>4,300</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
21	<u>4,500</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
22	<u>4,500</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
23	<u>4,500</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
24	<u>4,500</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
25	<u>4,700</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
26	<u>4,700</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
27	<u>4,700</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
28	<u>4,700</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
29	<u>4,900</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
30	<u>4,900</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
31	<u>4,900</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
32	<u>4,900</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
33	<u>5,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
34	<u>5,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
35	<u>5,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
36	<u>5,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
37	<u>5,300</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
38	<u>5,300</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
39	<u>5,300</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
40	<u>5,300</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
41	<u>5,400</u>	<u>6,600</u>	<u>8,000</u>
42	<u>5,400</u>	<u>6,600</u>	<u>8,000</u>
43	<u>5,400</u>	<u>6,600</u>	<u>8,000</u>
44	<u>5,400</u>	<u>6,600</u>	<u>8,000</u>
45	<u>5,600</u>	<u>6,800</u>	<u>8,000</u>
46	<u>5,600</u>	<u>6,800</u>	
47	<u>5,600</u>	<u>6,800</u>	
48	<u>5,600</u>	<u>6,800</u>	
49	<u>5,700</u>	<u>6,900</u>	
50	<u>5,700</u>	<u>6,900</u>	
51	<u>5,700</u>	<u>6,900</u>	
52	<u>5,700</u>	<u>6,900</u>	

53	6,300	7,400	53	5,800	7,000
54	6,300	7,400	54	5,800	7,000
55	6,300	7,400	55	5,800	7,000
56	6,300	7,400	56	5,800	7,000
57	6,400	7,500	57	6,000	7,100
58	6,400	7,500	58	6,000	7,100
59	6,400	7,500	59	6,000	7,100
60	6,400	7,500	60	6,000	7,100
61	6,500	7,500	61	6,100	7,200
62	6,500	7,500	62	6,100	7,200
63	6,500	7,500	63	6,100	7,200
64	6,500	7,500	64	6,100	7,200
65	6,700	7,600	65	6,300	7,300
66	6,700	7,600	66	6,300	7,300
67	6,700	7,600	67	6,300	7,300
68	6,700	7,600	68	6,300	7,300
69	6,800	7,700	69	6,400	7,400
70	6,800		70	6,400	7,400
71	6,800		71	6,400	7,400
72	6,800		72	6,400	7,400
73	6,900		73	6,500	7,500
74	6,900		74	6,500	7,500
75	6,900		75	6,500	7,500
76	6,900		76	6,500	7,500
77	6,900		77	6,700	7,500
78	6,900		78	6,700	7,500
79	6,900		79	6,700	7,500
80	6,900		80	6,700	7,500
81	7,000		81	6,800	7,600
82	7,000		82	6,800	7,600
83	7,000		83	6,800	7,600
84	7,000		84	6,800	7,600
85	7,200		85	6,900	7,700
86	7,200		86	6,900	
87	7,200		87	6,900	
88	7,200		88	6,900	
89	7,200		89	6,900	
90	7,200		90	6,900	
91	7,200		91	6,900	
92	7,200		92	6,900	
93	7,200		93	7,000	

	94			7,200			94			7,000		
	95			7,200			95			7,000		
	96			7,200			96			7,000		
	97			7,300			97			7,200		
	98			7,300			98			7,200		
	99			7,300			99			7,200		
	100			7,300			100			7,200		
	101			7,300			101			7,200		
	102			7,300			102			7,200		
	103			7,300			103			7,200		
	104			7,300			104			7,200		
	105			7,300			105			7,200		
	106						106			7,200		
	107						107			7,200		
	108						108			7,200		
	109						109			7,300		
	110						110			7,300		
	111						111			7,300		
	112						112			7,300		
	113						113			7,300		
	114						114			7,300		
	115						115			7,300		
	116						116			7,300		
	117						117			7,300		
	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	定年前再任用短時間勤務職員		(略)	(略)	(略)	(略)

附 則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十一号
公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（やむを得ない事情） 第二条 条例第十六条の二第一項及び第三項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 二〇五 （略） （支給の始期及び終期） 第九条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第十六条の二第一項又は第三項の職員である要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日（県委員会が人事委員会と協議し定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で県委員会が人事委員会と協議して定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略）	（やむを得ない事情） 第二条 条例第十六条の二第一項及び第三項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 二〇五 （略） （支給の始期及び終期） 第九条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第十六条の二第一項又は第三項の職員である要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略）

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年^{三重県}
^{条例}第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則^{第十二号}
三重県教育委員会規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第七条の八 (略) 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。 一 (略) 二 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合 3・4 (略) (特別休暇) 第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 一 十三 (略) 十四 職員の妻の出産若しくは子(配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。)の傷病等に伴う入院の付添い等又は学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十条の規定による学校の休業その他の事情によるその子の世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年における四日(中学校就学の始期に達するまでの子若しくは中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子の傷病等に伴う入院の付添い等又は学校保健安全法第二十条の規定による学校の休業その他の事情によるその子の世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあつては、当該日数に四日(中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子が二人以上の場合にあつては、八日)を加えた日数)の範囲内の期間 十五 三十四 (略)	第七条の八 (略) 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。 一 (略) 二 当該請求に係る子が、<u>条例第九条第二項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に、条例第九条の二第一項の規定による請求にあつては三歳に達した場合</u> 3・4 (略) (特別休暇) 第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 一 十三 (略) 十四 職員の妻の出産、子(配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。)の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年における四日(中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあつては、当該日数に四日(中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子が二人以上の場合にあつては、八日)を加えた日数)の範囲内の期間 十五 三十四 (略)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十三号

公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の地域手当に関する規則（平成十八年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（支給地域及び支給学校） 第二条 条例第十五条の二第二項前段の規則で定める地域は別表に掲げる地域とし、同項後段の学校で規則で定めるものは民間の賃金水準及び物価等に関する事情を考慮して、三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して適当であると認める学校とする。 第三条 （略） 2 条例第十五条の二第二項第五号の規則で定める地域は三重県の地域とし、同号の規則で定める学校は当該地域に所在する学校と同様に取り扱うことが適当であると県委員会が人事委員会と協議して認める学校とする。	（支給地域及び支給学校） 第二条 条例第十五条の二第二項前段の規則で定める地域は別表に掲げる地域とし、同項後段の学校で規則で定めるものは別表に掲げる地域に所在する学校と同様に取り扱うことが適当であると三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して認める学校とする。 第三条 （略） 2 条例第十五条の二第二項第七号の規則で定める地域は三重県の地域とし、同号の規則で定める学校は当該地域に所在する学校と同様に取り扱うことが適当であると県委員会が人事委員会と協議して認める学校とする。

別表を次のように改める。
別表（第二条、第三条関係）

級 地	支 給 地 域
一 級 地	別に定める地域
二 級 地	
三 級 地	
四 級 地	
五 級 地	第三条第二項に掲げる地域
	別に定める地域

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
（令和十年三月三十一日までの間における地域手当）
- 令和十年三月三十一日までの間における公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）第十五条の二第二項前段の規則で定める地域は、この規則による改正後の公立学校職員の地域手当に関する規則第二条の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域とする。
- 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第二十五号。次項において「令和七年改正給与条例」という。）附則第九項の規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
 - 二十パーセント級地 百分の二十
 - 十六パーセント級地 百分の十六
 - 十五パーセント級地 百分の十五
 - 十四パーセント級地 百分の十四
 - 十三パーセント級地 百分の十三
 - 十二パーセント級地 百分の十二
 - 十一パーセント級地 百分の十一
 - 十パーセント級地 百分の十

- 九 九パーセント級地 百分の九
- 十 八パーセント級地 百分の八
- 十一 七パーセント級地 百分の七
- 十二 六パーセント級地 百分の六
- 十三 五パーセント級地 百分の五
- 十四 四・七パーセント級地 百分の四・七
- 十五 四パーセント級地 百分の四
- 十六 三パーセント級地 百分の三
- 十七 二パーセント級地 百分の二
- 十八 一パーセント級地 百分の一

- 4 令和七年改正給与条例附則第九項後段の規則で定める級地は、附則別表に定めるとおりとする。
(雑則)
- 5 附則第二項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して定める。

附則別表 (附則第二項及び第四項関係)

級 地	支 給 地 域 及 び 支 給 学 校
二十パーセント級地	別に定める地域
十六パーセント級地	
十五パーセント級地	
十四パーセント級地	
十三パーセント級地	
十二パーセント級地	
十一パーセント級地	
十パーセント級地	
九パーセント級地	
八パーセント級地	
七パーセント級地	
六パーセント級地	公立学校職員の地域手当に関する規則第三条第二項に掲げる地域及び当該地域に所在する学校と同様に取り扱うことが適当であると三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して認める学校
五パーセント級地	
四・七パーセント級地	別に定める地域
四パーセント級地	
三パーセント級地	
二パーセント級地	
一パーセント級地	

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の規定に基づき、公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十四号

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年 三重県人事委員会規則 第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬の支給制限) 第十条 法第三条第二項に規定する一般職に属する職員(法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を除く。)のうちから任命された者については、この規則に基づく報酬、期末手当及び勤勉手当は支給しない。ただし、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十七条第一項の規定により兼職及び他の事業等の従事を認められた者又は法第三十八條の規定に基づく県委員会の許可を受けて勤務時間外に従事した者については、この限りでない。 (勤勉手当に係る在職期間の通算) 第二十條の七 第二十條第一項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。この場合において、同項中「<u>第二條第二号イからくまでに掲げる者(期末手当の支給対象者に限る。)</u>」とあるのは、「<u>第八條第一項第二号イ及びロに掲げる者(勤勉手当の支給対象者に限る。)</u>」と読み替えるものとする。 2 (略) (勤勉手当の成績率) 第二十條の八 成績率は、<u>百分の二百十五の範囲内で、</u>県委員会が定めるものとする。	(報酬の支給制限) 第十条 法第三条第二項に規定する一般職に属する職員(法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を除く。)のうちから任命された者については、この規則に基づく報酬及び期末手当は支給しない。ただし、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十七条第一項の規定により兼職及び他の事業等の従事を認められた者又は法第三十八條の規定に基づく県委員会の許可を受けて勤務時間外に従事した者については、この限りでない。 (勤勉手当に係る在職期間の通算) 第二十條の七 第二十條第一項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。 2 (略) (勤勉手当の成績率) 第二十條の八 成績率は、<u>百分の二百五の範囲内で、</u>県委員会が定めるものとする。

第二条 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当の成績率) 第二十條の八 成績率は、<u>百分の三百十五の範囲内で、</u>県委員会が定めるものとする。	(勤勉手当の成績率) 第二十條の八 成績率は、<u>百分の二百十五の範囲内で、</u>県委員会が定めるものとする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則第二十條の八の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会